



第2次嘉手納町男女共同参画計画

ハイビスカスプラン

(計画期間:令和5年度～令和10年度)



令和5年3月

沖縄県 嘉手納町

はじめに



嘉手納町長 當山 宏

嘉手納町では、家庭でも職場でも、男女がお互いを尊重し共に責任を担い、社会のあらゆる分野において性別にかかわらず、個人の能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、平成20年3月に「嘉手納町男女共同参画計画（ハイビスカスプラン）」を策定し、取り組みを進めてきました。さらに、令和3年3月には「嘉手納町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」を策定し、女性職員の活躍を推進するため、より一層の取り組みを進めているところです。

このたび、これまでの計画内容を見直し、令和3年度において町民を対象に実施しました町民意識調査や町の現状分析、さらに近年の国や県の動向等を踏まえ、新たに「第2次嘉手納町男女共同参画計画（ハイビスカスプラン）」を策定しました。

この計画では、第1次計画を基として3つの基本方針と9つの基本目標を定め、それぞれに計画を実現するための具体的施策を示しております。

男女共同参画社会の実現を目指す本計画を推進していくためには、町民、事業者、学校、団体の皆様と町が協働して取り組んでいく事が必要となりますので、より一層のご理解とご協力をお願いします。

終わりに、本計画の策定にあたり、意識調査にご協力いただいた町民の皆様をはじめ、貴重なご意見ご提言をいただきました嘉手納町男女共同参画会議の委員の皆様、ご協力を賜りました関係者の皆様に厚くお礼を申し上げます。

令和5年3月

目次

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の背景	1
2	計画策定の趣旨	4
3	計画の位置づけ	5
4	計画の期間	7
5	策定体系	7

第2章 計画の基本的な考え方

1	男女共同参画計画の基本理念	9
2	基本方針・基本目標	9
3	施策体系	11

第3章 施策の展開

1	基本方針Ⅰ 男女共同参画の実現	13
2	基本方針Ⅱ 安心・安全なまちづくり	19
3	基本方針Ⅲ あらゆる分野における女性の参画拡大	26

第4章 推進体制

1	総合的な推進体制	33
2	計画の進捗管理	34

参考資料

1	男女共同参画社会基本法	35
2	嘉手納町男女共同参画会議設置条例及び委員名簿	41
3	嘉手納町男女共同参画推進本部設置要綱及び委員名簿	43
4	第2次嘉手納町男女共同参画計画策定経過	47
5	用語説明	48

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

(1) 世界の流れ

世界における男女平等・男女共同参画の取り組みとして、国連では昭和 50 年を「国際婦人年」と定め、翌年からの 10 年間を国連婦人の 10 年として、男女平等への取り組みが進められました。

昭和 54 年には「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」が採択され、その前文では「国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としている」と規定されています。

平成 7 年に中国・北京で開催された「第 4 回世界女性会議(北京会議)」で採択された、「北京宣言及び行動綱領」は、国際的な男女共同参画の取り組みの規範となっています。

その後、平成 12 年に、「女性・平和・安全保障に関する国連安保理決議第 1325 号」が国連安全保障理事会で採択、2010（平成 22）年に、「ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関」（国連女性機関(UN Women)）が設立されました。

平成 27 年の国連サミットにおいて、国際社会共通の目標として「持続可能な開発目標 (SDGs)」が採択され、17 の目標と 169 のターゲットが定められました。その目標の一つに「ジェンダー平等」が設定されています。

令和元年に、日本で開催された「G20(金融・世界経済に関する首脳会合)」の成果文書「G20 大阪首脳宣言」には、「ジェンダー平等と女性のエンパワメントは、持続可能で包摂的な経済成長に不可欠である」と明記されています。

「ジェンダー平等と女性のエンパワメント」は、人権の視点からも社会経済発展の視点からも世界共通の課題として共有されています。

また、同年 6 月には、国際労働機関（ILO）総会において「仕事の世界における暴力及びハラスメントの撤廃に関する条約」が採択（条約発効日：令和 3 年 6 月 25 日）されました。

仕事の世界における暴力とハラスメントは、人権の侵害又は乱用に当たるおそれがあることや、機会均等に対する脅威であるとして、加盟国に対して、一切の暴力とハラスメントのない職場環境を促進する責任があることに注意を喚起しています。

(2) 国の動き

我が国では、国連の動向に呼応して、国内法の整備と条約の批准、国際社会への支援等を行ってきました。また、働く人の仕事と育児の両立支援に係る取り組みを促す「次世代育成支援対策推進法」や働く分野における女性の活躍推進を促す「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）においては、それぞれ一定の取り組みを行う企業に対して、くるみん認定、えるぼし認定の制度を設けて、企業の継続的な取り組みを促進してきました。

近年の国内における主な動向としては、平成 28 年に、「育児・介護休業法」、「男女雇用機会均等法」、「ストーカー規制法」がそれぞれ改正されています。

また、平成 30 年には、衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女候補者数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とし、国・地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女候補者数の目標を定める等、自主的な取り組みを規定した「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」（以下「候補者男女均等法」という。）が公布・施行されました。同年には長時間労働の是正と多様で柔軟な働き方の実現や雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保を目的とした「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（以下「働き方改革関連法」という。）が成立しました。

令和元年には、「女性活躍推進法」施行後 3 年目の見直し規定による改正が行われ、女性活躍に関する計画策定や情報公開の対象事業主の拡大が規定されました。同年、「男女雇用機会均等法」等の改正による職場のハラスメント防止対策の強化や住民票、マイナンバーカード等への旧姓併記も施行されました。

平成 15 年 6 月に政府は「社会のあらゆる分野において、2020 年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも 30%程度となるよう期待する」という目標を決定しました。目標年の 2020 年には、その達成が困難であることから、第 5 次男女共同参画基本計画策定にあたっての基本的な考え方において、「2020 年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が 30%程度となるよう目指して取組を進める」と改められました。

令和 2 年 12 月には、人口減少社会の本格化、国内外で高まる女性に対する暴力根絶の社会運動、ジェンダー平等に向けた世界的な潮流などの社会情勢を踏まえて、国の「第 5 次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

(3) 沖縄県の動き

沖縄県は、昭和 59 年に「婦人問題解決のための沖縄県行動計画」を策定し、以後、平成 5 年に「男女共同参画型社会の実現を目指す沖縄県行動計画～DEIGO プラン 21～」(第 1 次)、平成 14 年 3 月には、男女共同参画社会基本法と国の基本計画の趣旨を踏まえ、「沖縄県男女共同参画計画～DEIGO プラン～」(第 2 次)、平成 19 年 3 月に「沖縄県男女共同参画計画(後期)」(第 3 次)、平成 24 年 3 月に「第 4 次沖縄県男女共同参画計画」、平成 29 年に「第 5 次沖縄県男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会の実現を目指してきました。

こうした中、沖縄県においては、男女共同参画社会の形成に関する県民の意識と実態を把握するため、令和 2 年に「男女共同参画社会づくりに関する県民意識調査」を実施し、沖縄県の男女共同をめぐる現状と課題を整理し、沖縄県の男女共同参画の実現に向けた方向性を示すため、令和 3 年度に新たな沖縄県男女共同参画計画を策定しています。

2 計画策定の趣旨

「男女共同参画社会基本法」では、男女共同参画社会を「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」（第2条）と定義されています。

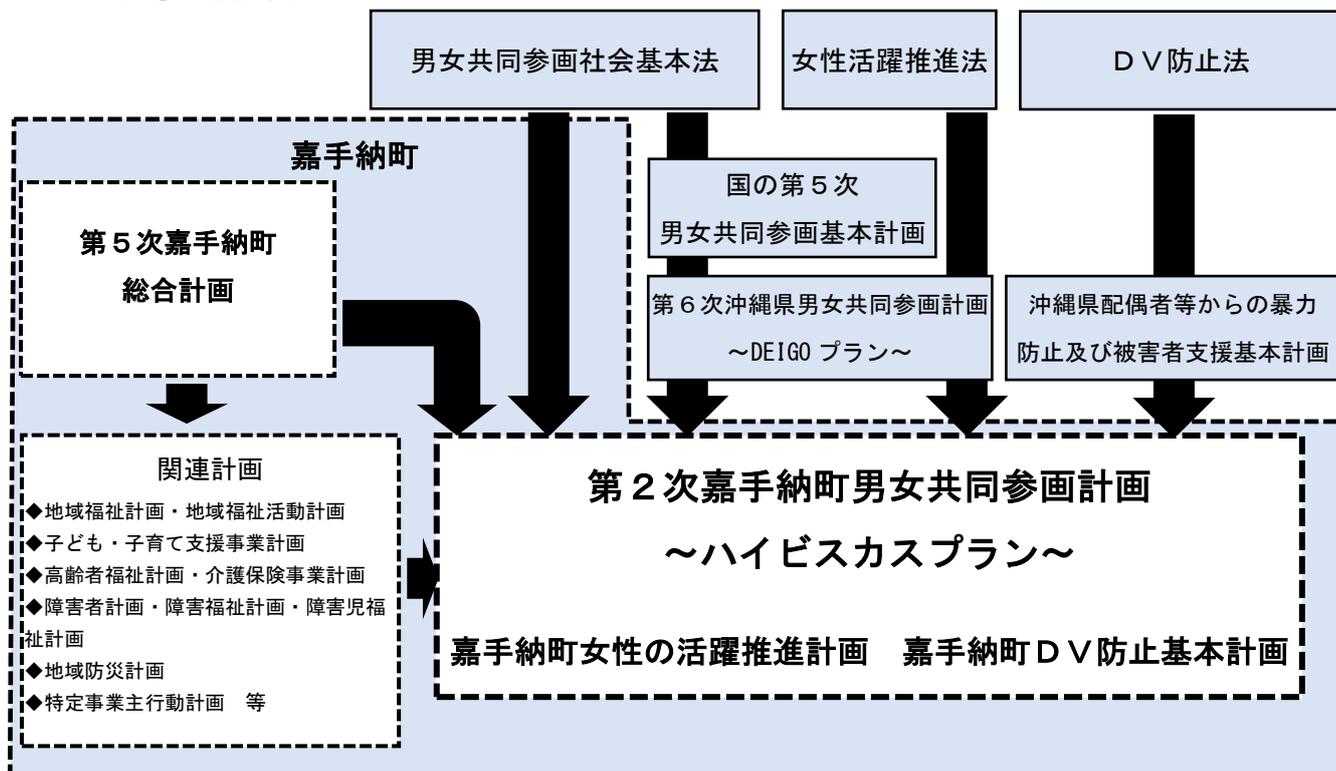
男女共同参画社会は、性別にかかわらず、誰もが、社会のあらゆる分野で、意欲に応じて活躍することのできる社会です。仕事、家庭、地域生活などの多様な活動を一人ひとりの望む形で展開でき、誰もが共に夢や希望を実現して、一人ひとりの豊かな人生に結びつくことを目指しています。

嘉手納町では、男女共同参画社会の実現に向けて、男女が社会の対等な構成員として自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、個性を活かし活躍することができるまちを目指し、平成19年度に嘉手納町男女共同参画計画（ハイビスカスプラン）を策定、平成31年4月に第5次嘉手納町総合計画(前期基本計画)を策定、基本施策5-2に「男女共同参画社会の推進」を掲げ、令和3年に「嘉手納町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」を策定し、嘉手納町の男女共同参画社会の実現に取り組んできました。

今回、制度改正や既存計画期間の終了を踏まえ、国や県の計画、さらには町の関連計画と整合を図りながら、これまでの施策の実施状況や男女共同参画社会を取り巻く環境の変化等を考慮し、「第2次嘉手納町男女共同参画計画」を策定します。

3 計画の位置づけ

- 第2次嘉手納町男女共同参画計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく男女共同参画社会の促進についての市町村計画です。
- 第2次嘉手納町男女共同参画計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画です。
- 第2次嘉手納町男女共同参画計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく市町村推進計画です。
- 第2次嘉手納町男女共同参画計画は、国の「第5次男女共同参画基本計画」や県の「第6次沖縄県男女共同参画計画-DEIGOプラン-」を勘案するとともに、本町の上位計画である「第5次嘉手納町総合計画」の部門計画として位置づけ、国際社会共通の目標である「SDGs」(持続可能な開発目標)を念頭に置きながら、他分野の関連計画との整合性を図っていきます。



本計画では国際社会共通の目標である「SDGs」(持続可能な開発目標)を念頭に置きながら施策展開を行うものとしています。

各施策とSDGsの17の目標との関係は次のとおりです。

SDGs 17の目標



貧困をなくそう
あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる



飢餓をゼロに
飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する



すべての人に健康と福祉を
あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



質の高い教育をみんなに
すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する



ジェンダー平等を実現しよう
ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う



安全な水とトイレを世界中に
すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する



エネルギーをみんなにそしてクリーンに
すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する



働きがいも経済成長も
包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する



産業と技術革新の基盤をつくろう
強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る



人や国の不平等をなくそう
各国内及び各国間の不平等を是正する



住み続けられるまちづくりを
包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する



つくる責任つかう責任
持続可能な生産消費形態を確保する



気候変動に具体的な対策を
気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる



海の豊かさを守ろう
持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する



陸の豊かさも守ろう
陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する



平和と公正をすべての人に
持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する



パートナーシップで目標を達成しよう
持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

資料：総務省

4 計画の期間

「第2次嘉手納町男女共同参画計画」の計画期間は、6年間(令和5年度～令和10年度)とします。

H20 年度	H24 年度	H25 年度	H29 年度		R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度
← 第1次嘉手納町 男女共同参画計画 →											
					計画 策定	← 第2次嘉手納町 男女共同参画計画 →					

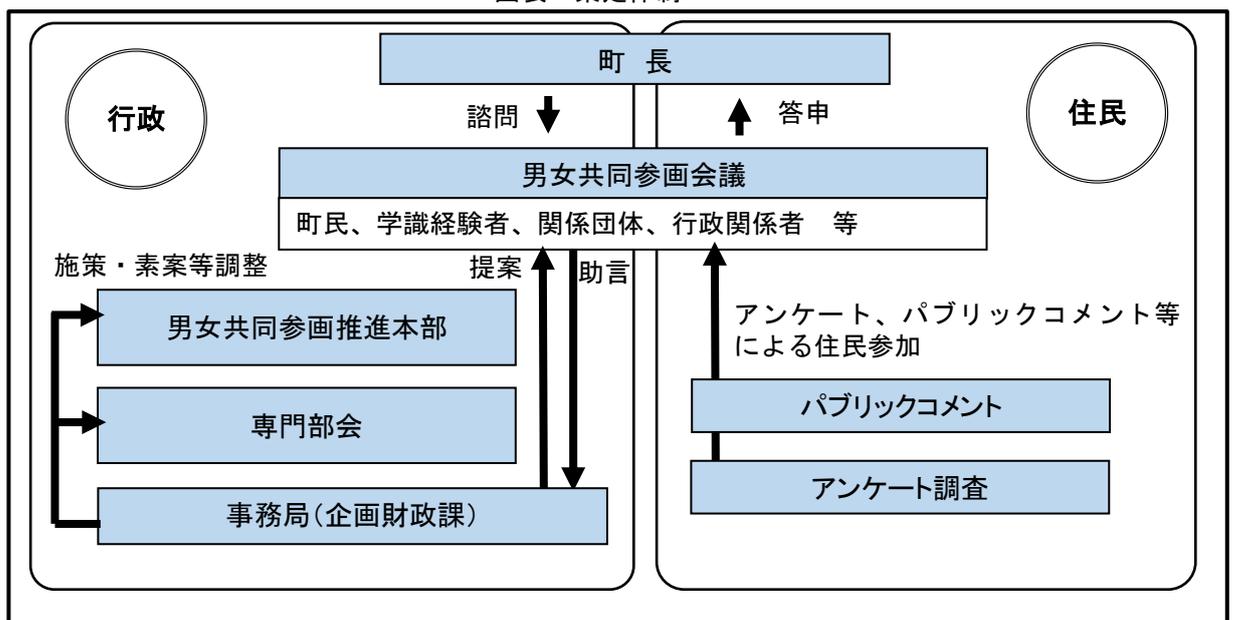
5 策定体系

(1) 策定体制

計画の策定に当たって、庁内体制として、課長級等で構成する「男女共同参画推進本部」、係長級で構成する「専門部会」を設置し、施策・素案等の調整を審議しました。

また、町民、学識経験者、関係団体、行政職員など幅広い関係者で構成される「男女共同参画会議」を設置し、多角的視点から多くの意見を頂きました。

図表 策定体制



(2) 住民意見の反映

計画策定にあたりアンケート・パブリックコメント等による住民参加により、住民意見を計画に反映しました。

① アンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、町民意識調査、中学生アンケート調査、職員意識調査を実施し、本町の男女共同参画を取り巻く現状や住民ニーズの把握に努めました。

② パブリックコメントの実施

本計画の素案について、町民の方々から幅広く意見を募集するため、令和5年2月16日から令和5年3月3日までパブリックコメントを実施しました。

(3) 職員・学生セミナーの実施

① 職員セミナー

職員の男女共同参画の知識をさらに深めて、嘉手納町の施策に生かすことを目的に職員セミナーを実施しました。

- ◆日時:令和4年8月23日 9:00~11:00
- ◆テーマ:職員による男女共同参画のまちづくり
- ◆講師:高崎 恵

② 学生セミナー

子どもの頃から男女共同参画への理解を深めてもらうため、嘉手納中学校2年生を対象としたワークショップを一体的に実施し、人権意識や男女共同平等意識の形成を目指して学生セミナーを実施しました。

- ◆日時:令和4年8月23日 13:20~14:10
- ◆テーマ:一人ひとりを大切にするために
- ◆講師:高崎 恵

職員セミナーの様子



学生セミナーの様子



第2章 計画の基本的な考え方

1 男女共同参画計画の基本理念

第2次嘉手納町男女共同参画計画～ハイビスカスプラン～では、互いの違いを認め合い、人権を尊重し、多様な生き方を認め合う共生のまちづくりに取り組みます。

～ 第2次嘉手納町男女共同参画計画(ハイビスカスプラン) 基本理念 ～

お互いを認め支え合い、町民一人ひとりが輝くまち 嘉手納を目指します

2 基本方針・基本目標

まちの将来像の実現に向けて、3つの基本方針、9つの基本目標のもと施策を展開します。

(1)【基本方針Ⅰ】男女共同参画の実現

男女共同参画社会の実現を目指し、すべての町民に対して、その理念や目的、意義等の周知・啓発や固定的役割分担意識等の見直し等の周知・啓発を進めます。

誰もが互いに人権を尊重し、責任を分かち合い、ジェンダー平等の実現に向けて、意識・慣行の見直しを継続的に進めるとともに、多様性の観点を重視し、多様な性のあり方にも配慮した男女共同参画社会の推進を図ります。

また、幼児教育や学校教育の場をはじめ、家庭や職場、地域社会において、幼少期から高齢者に至る幅広い層を対象に、ジェンダー平等の視点に立った教育・学習の充実に努めます。

基本目標 1 男女共同参画に向けた意識改革

基本目標 2 男女共同参画推進のための教育・学習の推進

基本目標 3 平和な社会や多様な価値観を認め合う社会の形成

(2)【基本方針Ⅱ】安心・安全なまちづくり

人権侵害やあらゆる暴力の根絶を目指し、その未然防止のための意識啓発や相談支援、被害者を支援機関へ適切につなぐ体制の構築・強化を関係機関や町民との協働のもと進めていきます。

性に配慮した健康支援や人権尊重の意識啓発等をすすめて、互いの性や人権等を尊重しつつ、広い視野で多様な価値観を認め合う社会の形成を目指します。

また、人生100年時代を見据えたライフステージに応じた生涯にわたる心とからだの健康支援や生きがいづくり、性の多様性、互いの性を尊重する意識の醸成を総合的に進めます。

さらに、近年頻発化する大規模災害に備え、男女共同参画の視点に立った災害時の対応ができるよう、平常時からの防災に関する活動への女性の参画を促進します。

基本目標4 パートナーに対するあらゆる暴力の根絶【嘉手納町DV防止基本計画】

**基本目標5 男女共同参画の視点に立った困難に対する支援
多様性を尊重する環境整備**

基本目標6 生涯を通じた健康支援

基本目標7 防災における男女共同参画の推進

(3)【基本方針Ⅲ】あらゆる分野における女性の参画拡大

あらゆる分野において、一人ひとりが個性と能力を十分に発揮できるよう、政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するために、女性の人材育成・エンパワーメント支援、女性活躍の取組を進めます。

また、男女の均等な雇用機会と待遇確保、多様で柔軟な就労・再就職・キャリア形成など、女性のチャレンジを支援するとともに、仕事と家庭生活等を両立するための環境整備に向けた啓発、子育て環境の充実、経営者や管理職を対象とした男性の家庭参画への理解促進の取組を強化し、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。

基本目標8 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

基本目標9 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和

3 施策体系

基本理念	基本方針	基本目標	具体的施策
お互いを認め支え合い、町民一人ひとりが輝くまち 嘉手納を目指します	基本方針Ⅰ 男女共同参画の実現	基本目標1 男女共同参画に向けた意識改革	1. 啓発活動の充実
		基本目標2 男女共同参画推進のための教育・学習の推進	2. 園・学校における男女平等教育の推進 3. 家庭・地域での男女平等意識の形成
		基本目標3 平和な社会や多様な価値観を認め合う社会の形成	4. 平和社会・国際交流の推進
	基本方針Ⅱ 安心・安全なまちづくり	基本目標4 パートナーに対するあらゆる暴力の根絶 【嘉手納町DV防止基本計画】	5. 意識啓発と情報提供の充実 6. 相談業務の維持 7. 関係機関との連携強化 8. 相談窓口に関する情報の提供
		基本目標5 男女共同参画の視点に立った困難に対する支援、多様性を尊重する環境整備	9. ひとり親家庭の自立支援の推進 10. 高齢者等の生活支援の推進 11. 障害のある人への生活支援 12. 貧困等生活上の困難に直面する家庭への支援 13. 性的マイノリティに対する支援
		基本目標6 生涯を通じた健康支援	14. 性に関する理解と性感染症予防 15. 母子に対する健康支援 16. ライフステージに応じた健康支援 17. 心の健康支援
		基本目標7 防災における男女共同参画の推進	18. 男女共同参画の視点に立った災害時対応
	基本方針Ⅲ あらゆる分野における女性の参画拡大	基本目標8 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	19. 女性委員の比率向上に向けた啓発 20. 役場における女性の参画の促進
		基本目標9 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和	21. 女性活躍推進への働きかけ 22. 女性の能力向上、就労のための支援 23. 創業・起業支援 24. ハラスメント防止のための啓発 25. 育児・介護休業制度の利用促進 26. 子育て・介護サービスの充実

第3章 施策の展開

1 基本方針 I 男女共同参画の実現

SDGs
関連分野

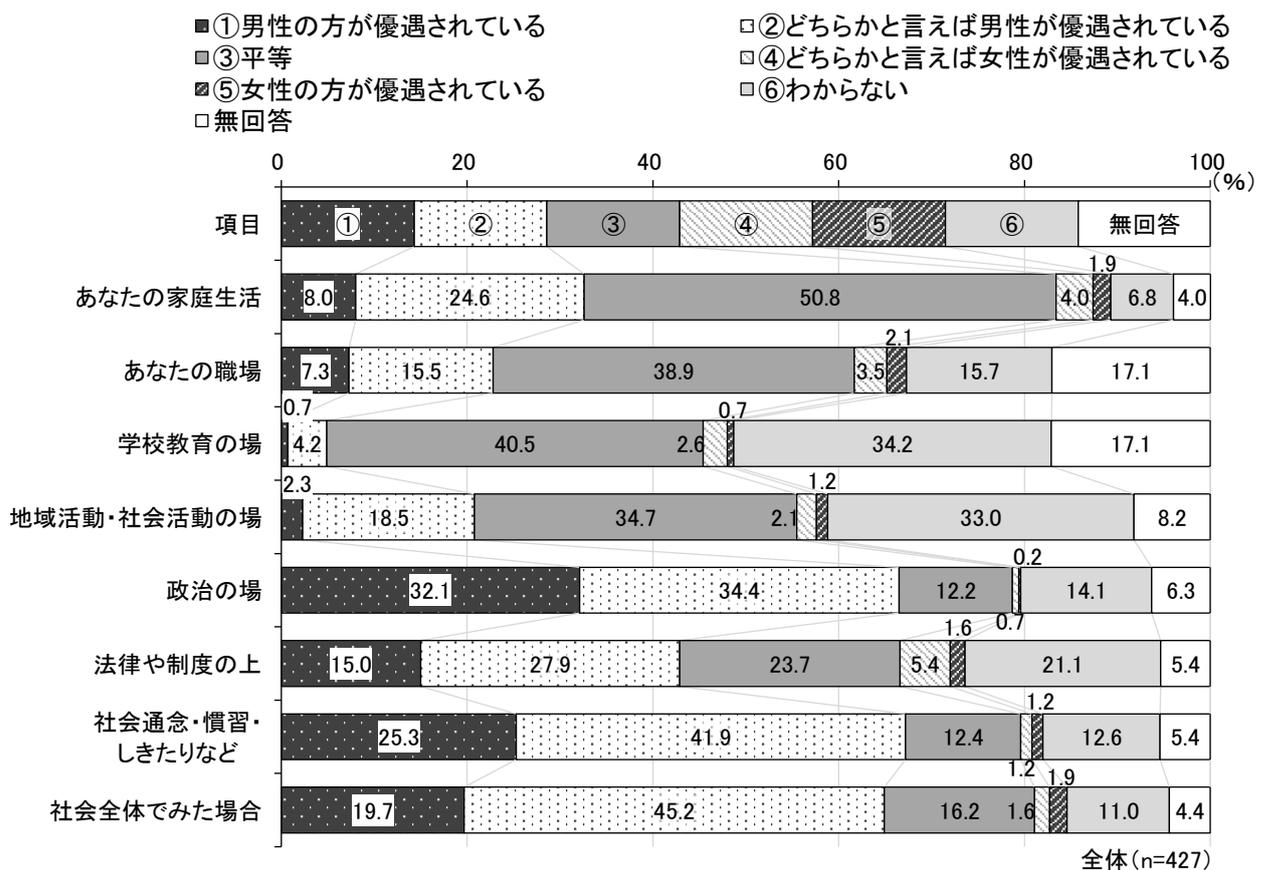


【現状・課題】

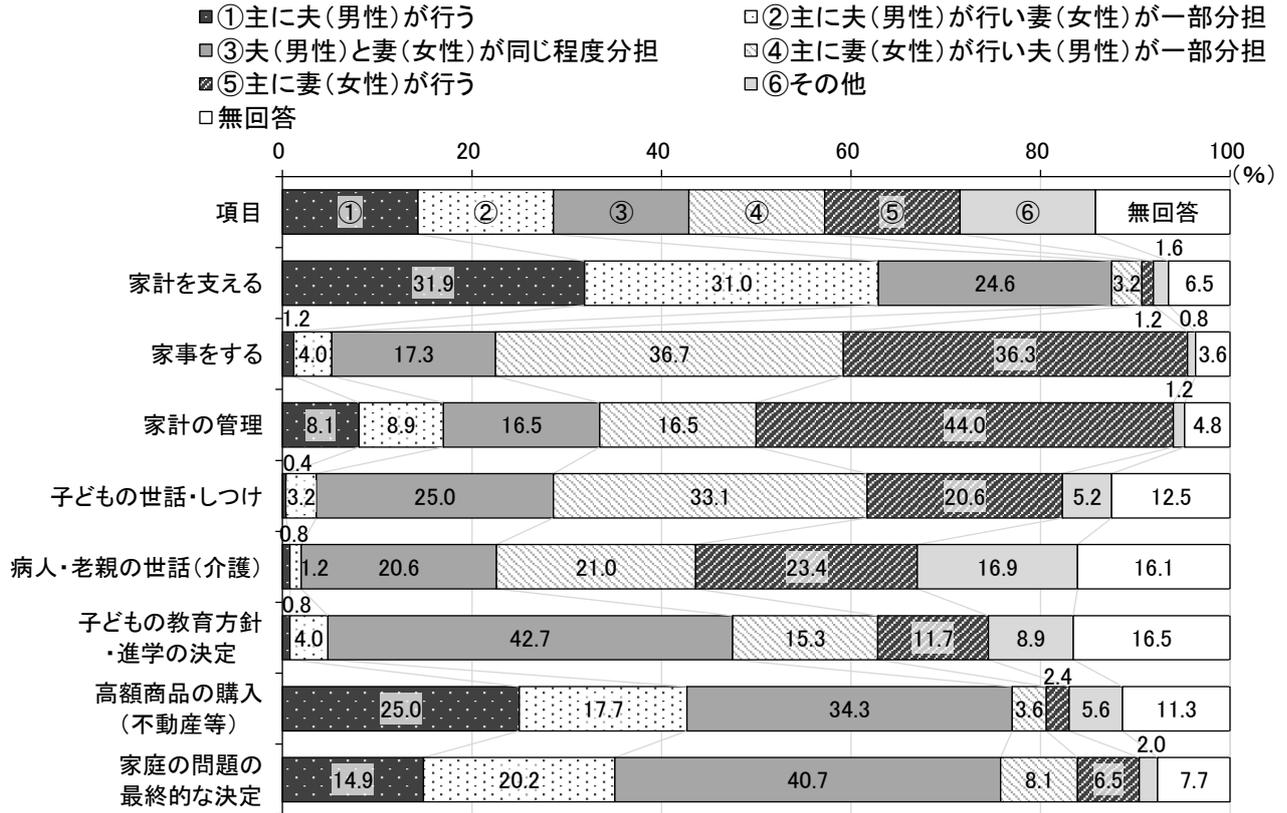
町民ニーズ調査結果より、男女平等意識について、「家庭生活」、「学校教育」、「職場」では「男女平等」と感じる割合が高くなっています。一方、「政治」、「社会通念・慣習・しきたり」、「社会全体」では、男性優遇を感じている人が多くなっています。

「家庭生活」の男女平等感が高いのは、家庭内の役割分担(理想)をみると、「家事をする」、「家計の管理」においても、3~4割が「女性が行う」と回答していることから、平等感が高いと考えられます。

図表 各分野の男女の平等感

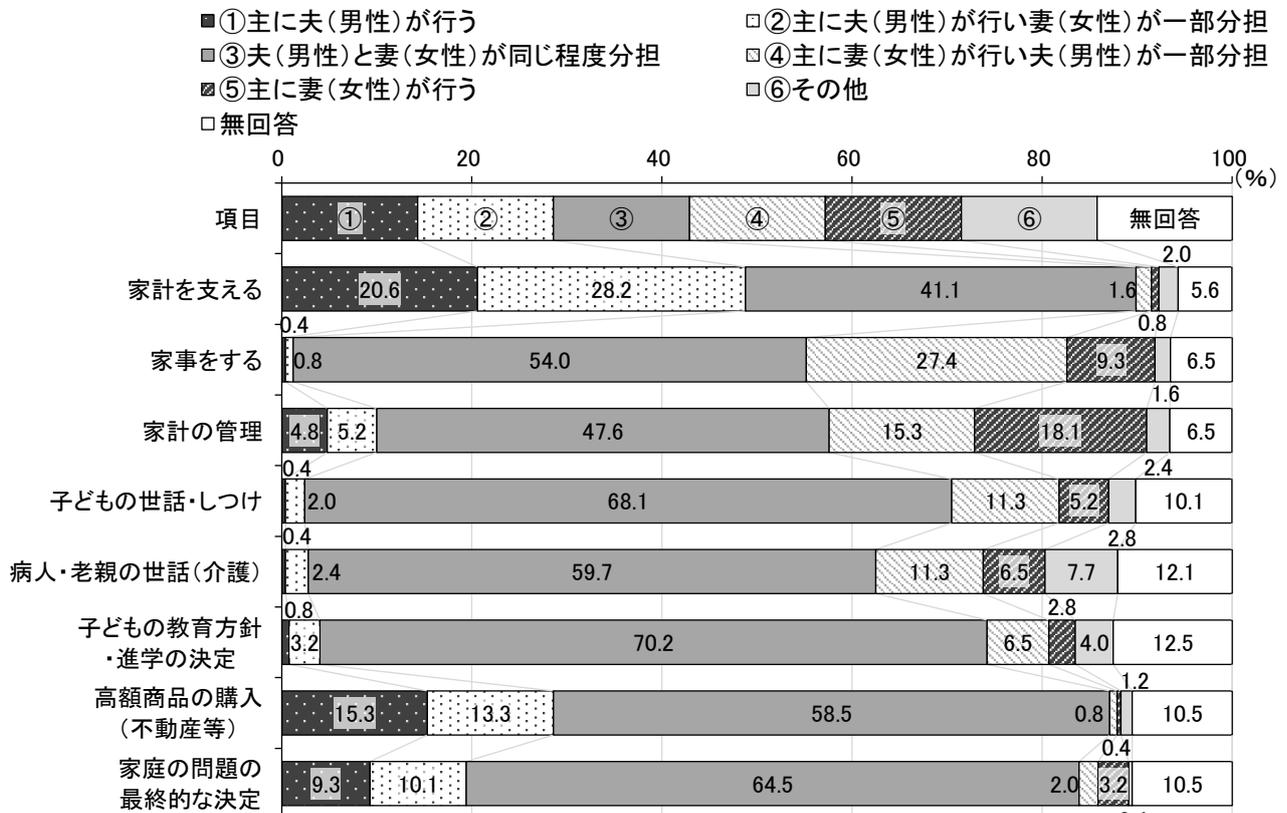


図表 家庭内の事からの分担の現状



全体(n=248)

図表 家庭内の事からの分担の理想

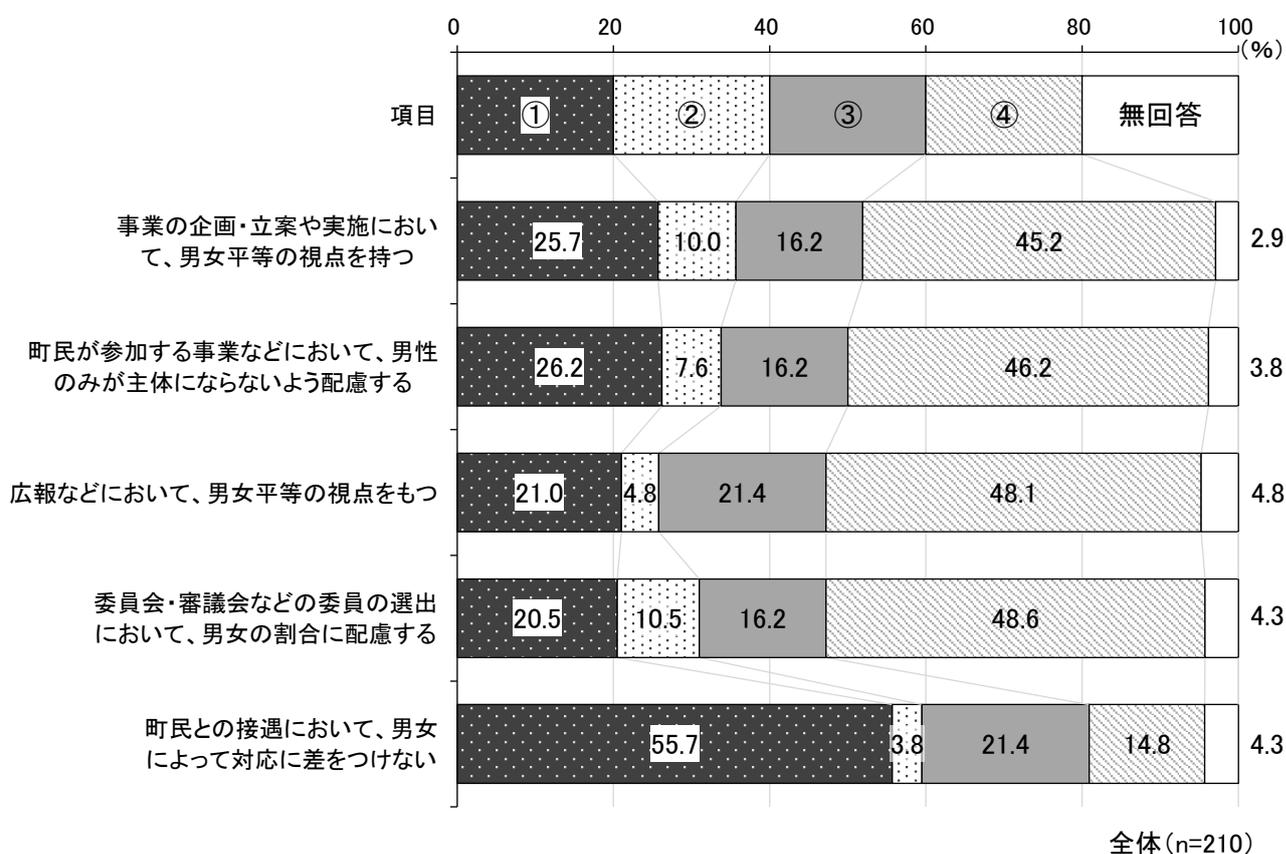


全体(n=248)

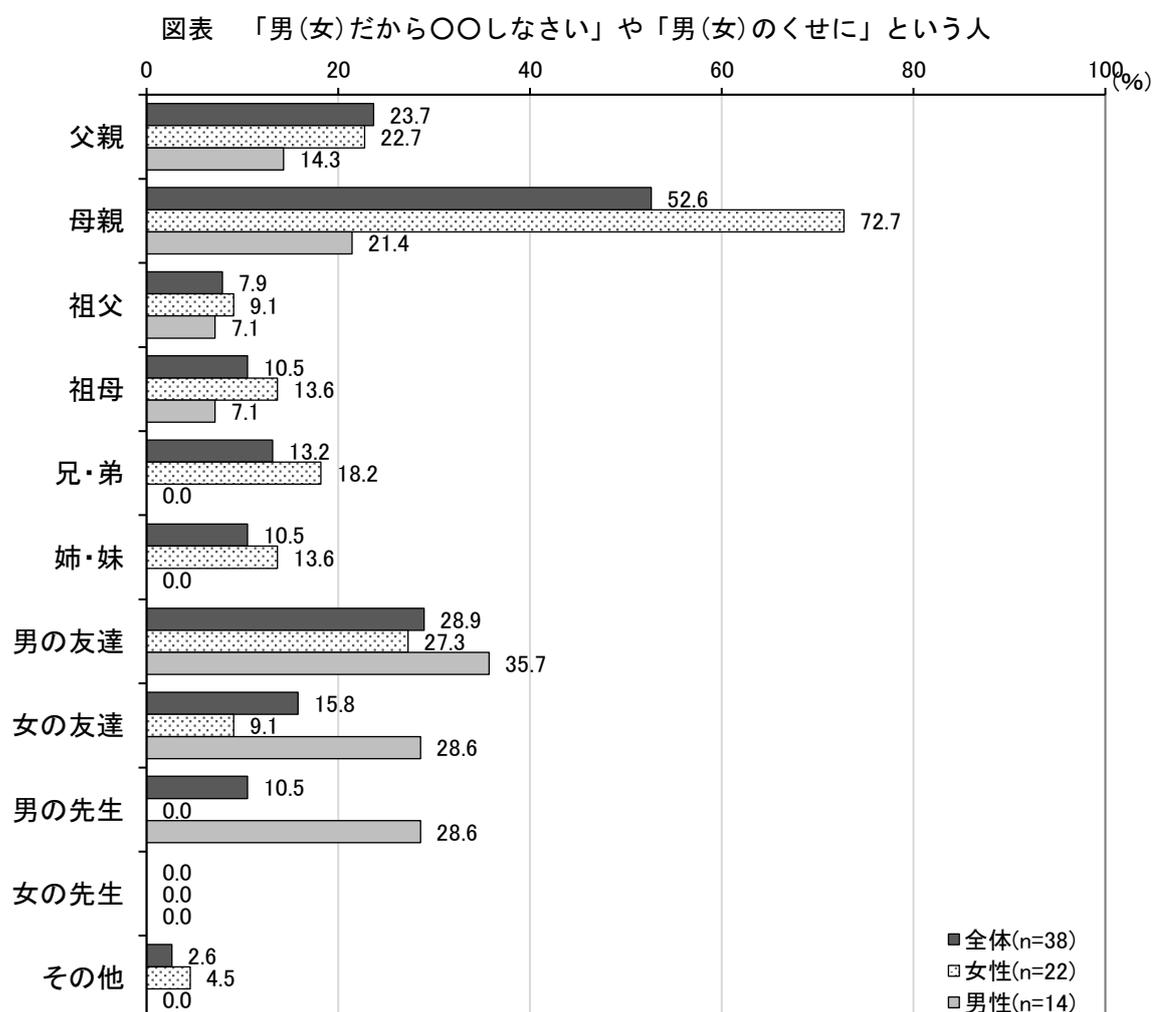
●町職員の職務遂行時の男女共同参画の実践状況について、いずれの項目においても「実践できていない(「②意識しているが、実践できていない」+「③意識しておらず、実践できているかわからない」)」が2割から3割となっています。また、ほとんどの項目で「④このような職務は担当していない」が5割弱みられます。男女共同参画を進める上で行政の果たす役割は大きく、すべての職員が男女共同参画社会の形成をめざすという共通認識をもつことが必要であり、今後、職員に対する意識付けや実践促進を図っていく必要があります。

図表 職務遂行における男女共同参画の実践

- ①意識して実践している
- ②意識しているが、実践できていない
- ③意識しておらず、実践できているかわからない
- ④このような職務は担当していない
- 無回答



- 「男(女)だから〇〇しなさい」や「男(女)のくせに」といった性的役割分担について、約3割の生徒が言われた経験があり、生徒に「男(女)だから〇〇しなさい」や「男(女)のくせに」という人は、母親の割合が高くなっています。



【基本方針Ⅰ 成果指標】

指標 No	内容	所管課	現状値 (R3年度)	目標値 (R10年度)
1	広報紙による普及啓発	企画財政課	0回/年	2回/年
2	男女共同参画関連講座	中央公民館	3回/年	3回/年
3	平和パネル展の開催	基地渉外課	0回/年	1回/年

(1) 基本目標 1 男女共同参画に向けた意識改革

【施策の方向】

男女共同参画への理解を深めるとともに、あらゆる立場の人々が個性と能力を十分に発揮することができる社会を目指し、人権尊重や男女共同参画意識の啓発に取り組みます。

また、男女が対等な関係を築くため、慣習やしきたりの中に残る固定的性別役割分担意識を認識し、そのような考え方を見直せるよう、あらゆる世代に対し様々な媒体や機会を通じた広報・啓発活動に努めます。

今後の周知・啓発にあたっては、世界・国等の動向に注視し、男女共同参画に関する新しい概念や制度等を取り入れていくとともに、あらゆる媒体を活用して行きます。

【具体的施策】

No	施策	施策の内容	所管課
1	啓発活動の充実	男女共同参画週間にパネル展等のイベントを開催し、町民の男女共同参画意識の向上を目指します。	企画財政課
		広報、ホームページ、SNS 等を活用し、男女共同参画に関する情報を発信します。	企画財政課

(2) 基本目標 2 男女共同参画推進のための教育・学習の推進

【施策の方向】

子どもの頃からそれぞれの個性と能力を十分発揮し、将来を見通して自己形成ができるよう保育施設や学校における固定的な男女の役割分担の是正、人権の尊重や男女共同参画社会にむけた意識づくりや共生社会の実現に取り組みます。

ジェンダー平等意識を浸透させるため、親たちに対する子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会の充実に努めます。

また、固定的な性別役割分担意識の見直しを図っていくためにも、幼少期からの教育や子どもから高齢者まで、一人ひとりの個性と能力を大切にす幅広い町民のライフステージに対応した生涯学習による意識の啓発を図ります。

【具体的施策】

No	施策	施策の内容	所管課
2	園・学校における男女平等教育の推進	人権教育に係る研修会や、各種情報提供を基礎として、各校への周知に努め、男女共同参画に関する意識の啓発を図ります。	教育指導課
		町立学校の人権教育において、性差にとらわれず個々に適した指導の充実に努め、一人ひとりの個性や能力を活かせるようキャリア教育を推進します。	教育指導課
		保育園、私立幼稚園、認定こども園において、人権教育の一環として、読み聞かせ等を通じて、性差にとらわれず個々に適した指導の充実に努めます。	子ども家庭課

【具体的施策】

No	施策	施策の内容	所管課
3	家庭・地域での男女平等意識の形成	町民を対象とした講座の開催等による男女共同参画意識の普及・啓発を図ります。	企画財政課
		公民館での講座等を通じて、家庭生活における男女平等の理解促進を図ります。	中央公民館

(3) 基本目標3 平和な社会や多様な価値観を認め合う社会の形成

【施策の方向】

学校教育・社会教育など様々な機会を通じて平和に対する意識を高めます。

多言語による情報提供を促進するなど、外国人住民への支援と男女共同参画に関する理解の推進を図ります。

多様な価値観を認め合う社会の形成を目指すとともに、町内在住外国人への対応も含めた多文化共生のあり方についても検討します。

【具体的施策】

No	施策	施策の内容	所管課
4	平和社会・国際交流の推進	平和であることは、男女共同参画社会の実現においても欠かすことのできないものであり、平和行政を通じた意識啓発に努めます。	基地渉外課
		学校において平和教育を通じた意識啓発を推進します。	教育指導課
		平和を推進するため、多言語による情報提供を促進するなど、外国人住民への支援と男女共同参画に関する理解の推進を図ります。	企画財政課
		児童生徒の海外短期留学等を通じた国際交流による人材育成を推進します。	社会教育課

2 基本方針Ⅱ 安心・安全なまちづくり

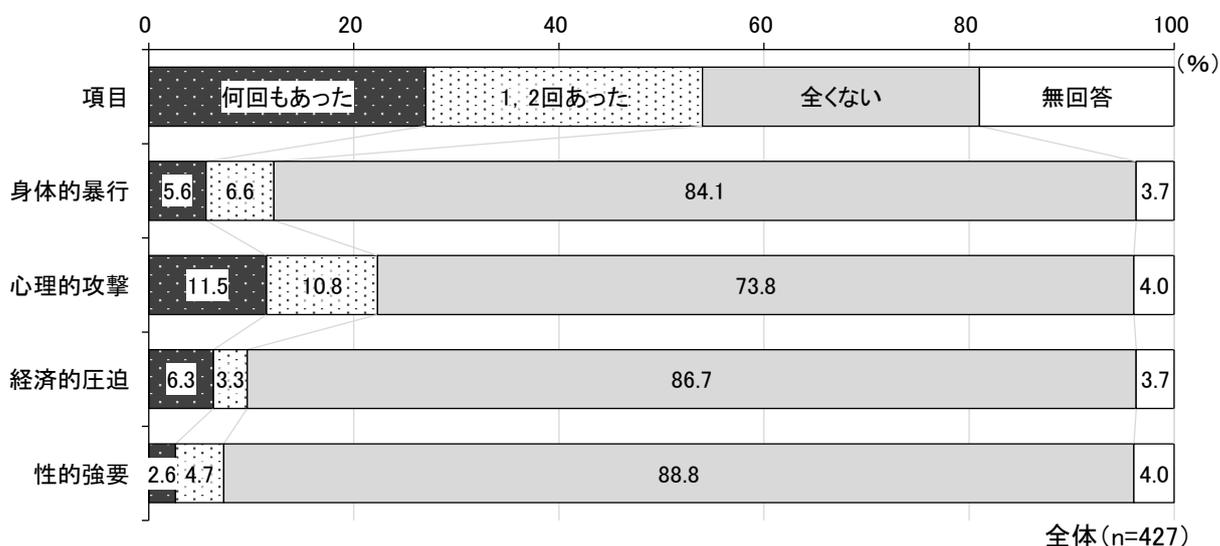
SDGs
関連分野



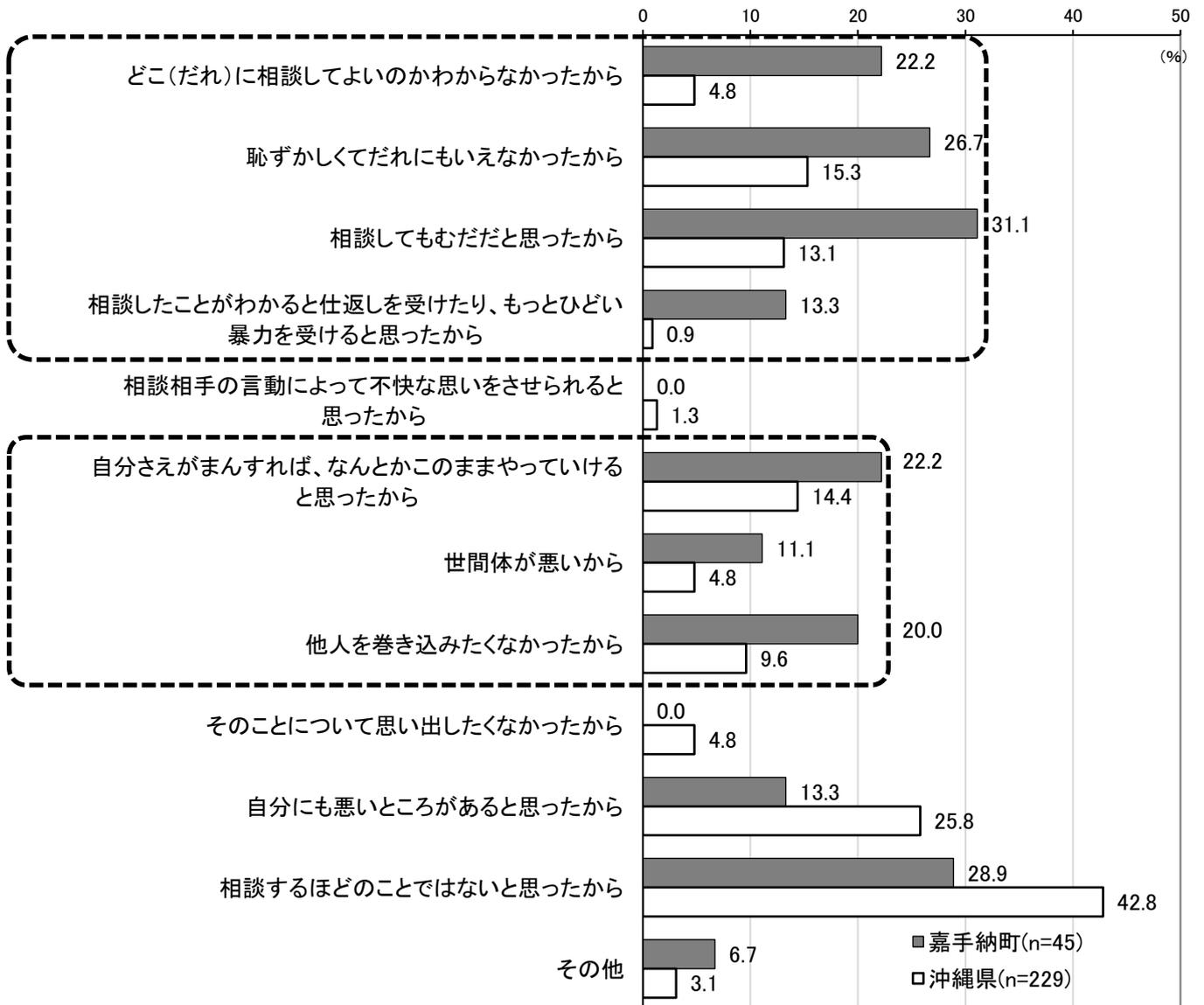
【現状・課題】

- 配偶者や交際相手から受けたことがある行為について、「心理的攻撃」が2割強、「身体的暴行」、「経済的圧迫」、「性的強要」は1割前後となっています。
- DV被害者の相談状況や相談先は、「どこにも（だれにも）相談しなかった（できなかった）」が約4割で最も高く、DVによる被害が表面化しづらい状況にあると考えられます。
相談しなかった（できなかった）理由は、「相談してもむだだと思ったから」が3割強で最も高く、「相談するほどのことではないと思ったから」、「恥ずかしくて誰にも言えなかったから」、「どこに（だれに）相談してよいのかわからなかったから」と続いています。
暴力を相談できなかった理由について、嘉手納町と沖縄県を比較すると、相談先の周知と被害者本人のDVに対するあきらめや自己犠牲感が強いことが課題として考えられます。DVは明らかな人権侵害であり、DVに関する正しい知識の普及啓発や相談先の周知等を図っていくことが必要です。
- 性的マイノリティへの認知度についてたずねると、「言葉は聞いたことはあるが、意味は分からない」、「言葉を聞いたことがなかった、知らなかった」で3割を占めています。言葉の認知度は高くなってきていますが、幅広い年齢層に向けて内容まで含めた周知をしていく必要があると考えられます。
- 性の多様性を認める社会を実現するために必要な取組みとして、「学校や職場での教育・啓発活動（研修・講習など）」が7割弱と最も高くなっています。

図表 配偶者や交際相手からのDVの現状

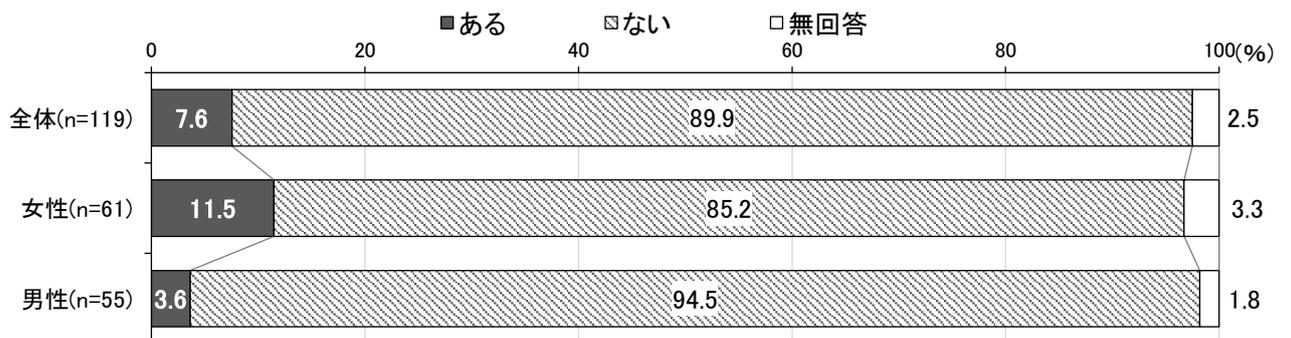


図表 暴力を相談できなかった理由(嘉手納町と沖縄県の比較)

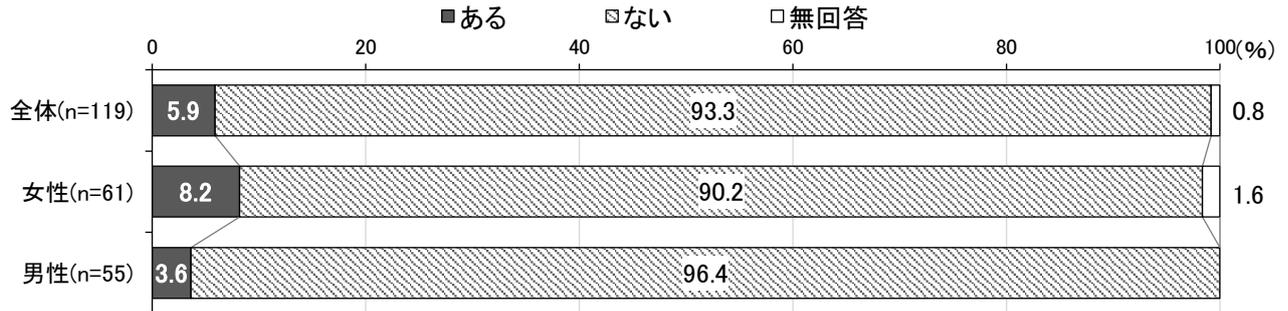


- 中学生調査結果よりデートDV経験者、及びDV経験者が一定程度いるものの、相談できたのは約半数となっており、早期発見、専門機関との連携など相談・支援体制の環境整備が必要と考えられます。

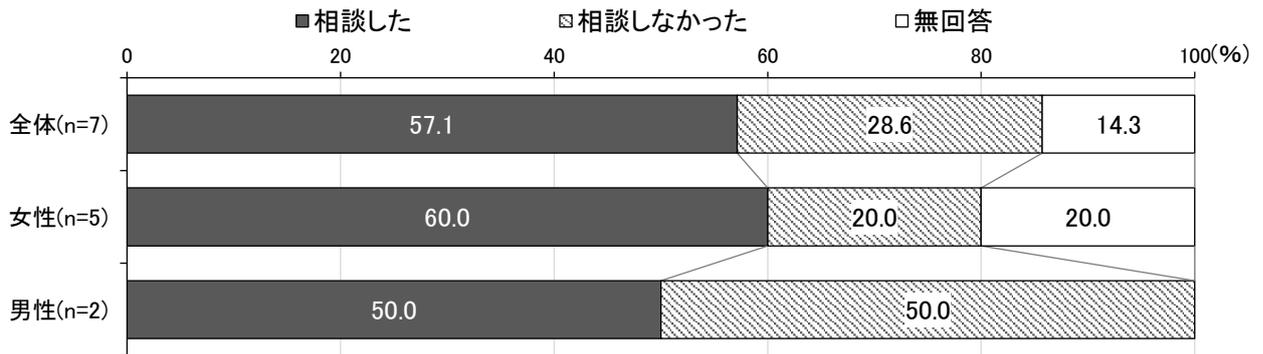
図表 家庭内でDVをみた経験の有無



図表 デートDVの経験の有無

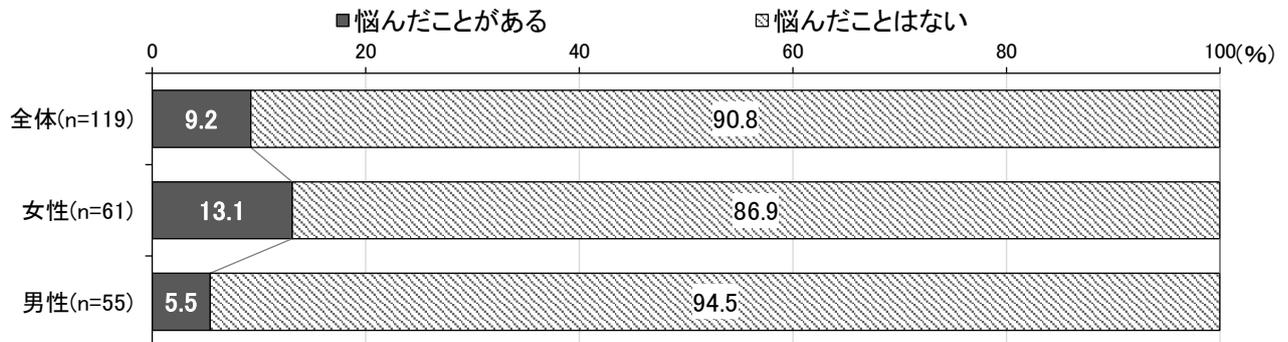


図表 デートDV経験者の相談の有無

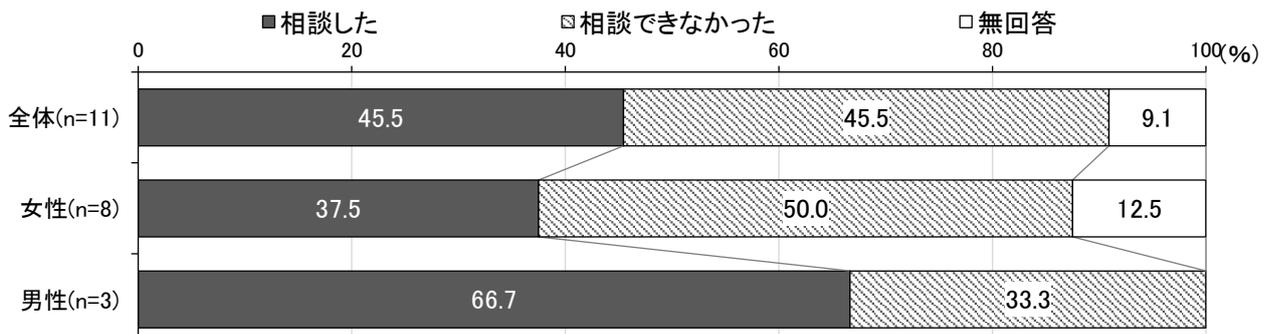


- 中学生調査結果より、自分の性、心の性について悩んだことがある生徒が一定数みられ、そのうち相談できたのは約半数となっており、専門機関との連携など相談・支援体制の環境整備が必要と考えられます。

図表 自分の性、心の性について悩んだことがある割合

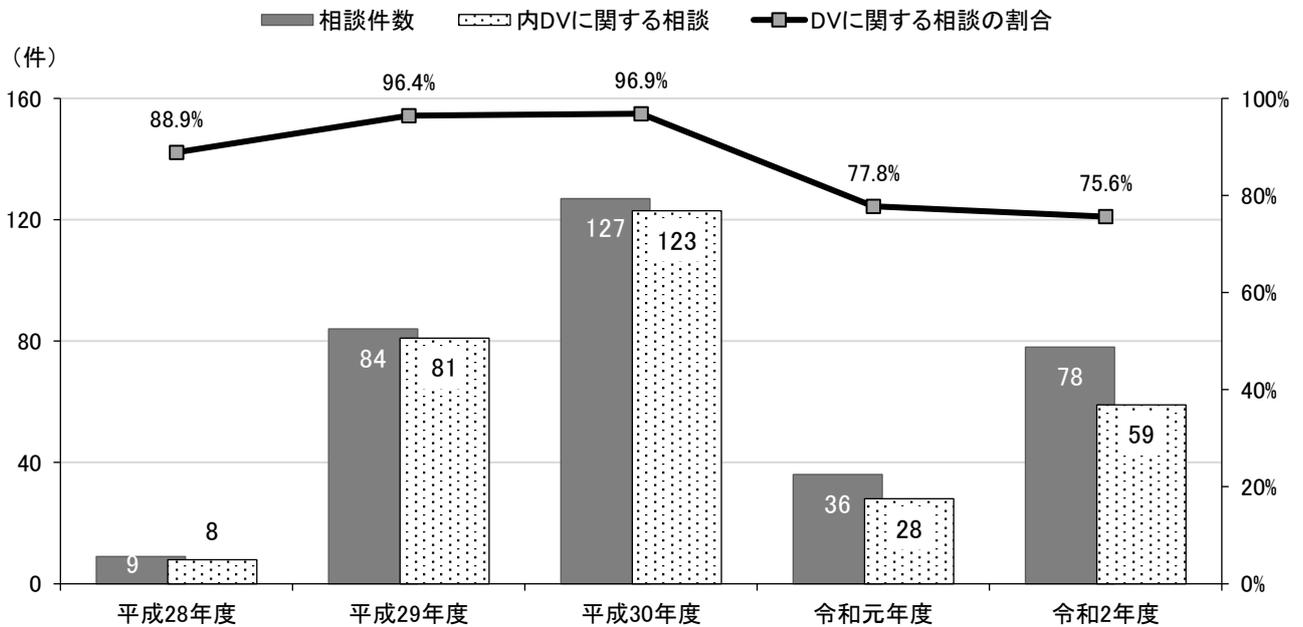


図表 自分の性、心の性について悩んだことがある生徒の相談の有無



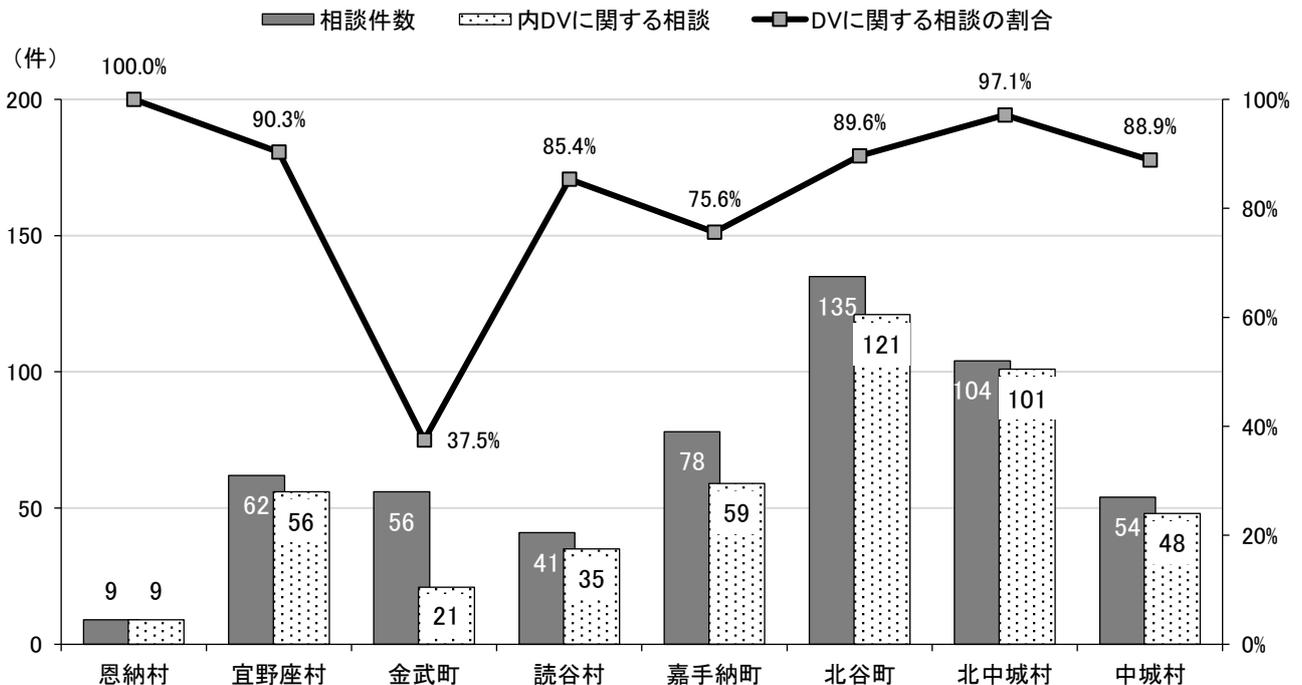
- 沖縄県女性相談所と各福祉事務所に寄せられた嘉手納町在住者からの相談件数は、令和2年度78件、うちDVに関する相談件数は、59件となっています。近隣市町村と比較すると、令和2年度のDVに関する相談の割合は、低い状況にあります。

図表 沖縄県女性相談所と各福祉事務所への嘉手納町在住者からの相談件数推移



出所：女性保護事業のあらまし

図表 沖縄県女性相談所と各福祉事務所への近隣市町村在住者からの相談状況(R2)



出所：女性保護事業のあらまし

【基本方針Ⅱ 成果指標】

指標 No	内容	所管課	現状値 (R3年度)	目標値 (R10年度)
4	人権相談開催数	総務課	4回/年	4回/年
5	障害者（児）の理解促進に向けたパネル展開催	福祉課	2回/年	3回/年
6	妊婦健診受診者数	子ども家庭課	1,698件	1,498件
7	乳児一般健診	子ども家庭課	94.4%	98%
8	地域防災計画委員会の女性委員数	総務課	2人	3人以上

(1) 基本目標4 パートナーに対するあらゆる暴力の根絶

【施策の方向】

男女間のあらゆる暴力の根絶を目指し、町民一人ひとりがDVは重大な人権侵害であるとの認識を持つよう周知・啓発します。

また、被害者が安心して相談し、必要な支援を適切に受けられるよう相談窓口を設置します。各種ハラスメント等を防止するため、相談窓口の周知など事業所や町民に対する啓発活動を進めます。

DVと密接な関連があるといわれる児童虐待をはじめ、高齢者・障害者（児）に対する虐待等についても、各分野の関係機関等との連携のもと、その防止や発生後の支援等を充実し、あらゆる暴力の防止に向けた取り組みを推進して行きます。

近年では、デートDVをはじめ若年層が暴力の被害者となる問題が深刻化しており、このような暴力をしない・受けないよう、若年層に向けた啓発等を行います。

【具体的施策】

No	施策	施策の内容	所管課
5	意識啓発と情報提供の充実	配偶者等に対する暴力の正しい認識と法的知識を深めるための情報提供（パネル展）を提供します。	企画財政課
		暴力被害の未然防止や相談窓口の周知を図るため、関係機関と協力し情報提供に努めます。	企画財政課
6	相談業務の維持	多様化、複雑化する相談内容に対応できるよう、児童家庭相談員の常時配置や人権相談を実施します。	子ども家庭課 総務課
7	関係機関との連携強化	DV等による被害者及び同伴の子どもに対する適切な支援につながるよう中部福祉事務所と連携します。	子ども家庭課
8	相談窓口に関する情報の提供	広報紙やホームページの活用、公共施設や民間施設等でのポスター掲載や配布物設置等により、相談窓口に関する情報を町民に広く周知します。	子ども家庭課 企画財政課

(2) 基本目標5 男女共同参画の視点に立った困難に対する支援、多様性を尊重する環境整備

【施策の方向】

生活上のさまざまな困難の解決を図るため、誰もが安心して暮らせるよう相談しやすい環境の整備を図ります。

また、ひとり親家庭、高齢者、障害者（児）、経済的困窮世帯が、安心して暮らせる社会を構築するため、自立に向けた力を高めるとともに、生活支援、子育て支援、こころの支援等、それぞれの家庭の状況に対応した総合的な支援を行います。

また、近年においては、性同一性障害を含む LGBT(Q)等の方々の視点も重要視されており、他自治体においては同性カップルに対してパートナーであることを認める公的書類の交付を行う動きもみられます。今後、こうした動きが広がりを見せると考えられ、本町においても多様な性の尊重により、すべての町民が暮らしやすい社会の形成に向けて取り組んでいく必要があります。

【具体的施策】

No	施策	施策の内容	所管課
9	ひとり親家庭の自立支援の推進	ひとり親家庭に対する医療費の助成や手当を支給します。	子ども家庭課
		ひとり親家庭の自立支援を行うため、福祉事務所と連携し、情報提供を行います。	子ども家庭課
10	高齢者等の生活支援の推進	老人福祉計画に基づき、総合相談(随時)、介護者負担軽減に向けた取り組みを行います。	福祉課
11	障害のある人への生活支援	総合相談(随時)、障害者(児)がいる家族への負担軽減に向けた取り組みを行います。	福祉課
12	貧困等生活上の困難に直面する家庭への支援	経済的困窮世帯に対し、就学援助制度などの情報提供を行います。	教育指導課
		ヤングケアラーの実態把握に努めるとともにヤングケアラーに対する認識と理解を深めます。また、関係機関と連携を図り必要な支援を実施します。	子ども家庭課
13	性的マイノリティに対する支援	性的マイノリティへの支援を行うため、行政サービスにおける対応(人権相談、不要な性別記載欄見直し)を推進します。	企画財政課 総務課
		性的マイノリティの児童生徒については、学校生活を送る上で特有の支援が必要な場合があることから、個別の状況に応じ、児童生徒の心情等に配慮した対応を支援します。	教育指導課

(3) 基本目標6 生涯を通じた健康支援

【施策の方向】

女性が自らの意思で、心身の特性に応じた保健・医療サービスを選択できる自己決定権が尊重され、生涯にわたって健康な生活を送るための環境づくりを目指します。

また、生涯を通じて、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等ライフステージに応じた身体と心の健康管理・保持増進と生きがいづくりを支援する取り組みの充実を図ります。

【具体的施策】

No	施策	施策の内容	所管課
14	性に関する理解と性感染症予防	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの認識を深める情報提供を行います。	企画財政課
		性に関する正しい理解を深めるために、学習指導要領に沿って、児童・生徒の発達段階を踏まえた適切な性教育を推進します。	教育指導課
		性感染症などに関する正しい知識の普及啓発を進めます。	町民保険課
15	母子に対する健康支援	事業主等に対し、男女雇用機会均等法における母性健康管理、母性保護規定の措置の周知、啓発に努めます。	産業環境課
		親子健康手帳の交付や妊産婦の健康診査費の助成など女性の健康管理を支援します。	子ども家庭課
		乳幼児に対する発育、発達を支援するため、年齢別の健康診査や育児相談を実施します。	子ども家庭課
16	ライフステージに応じた健康支援	各種健康診査の受診勧奨及び健診結果に基づく保健指導を実施し、年齢や性別による健康課題を踏まえ、全ての町民が健康的な生活習慣の健康行動を選択できるよう、健康支援を行います。	町民保険課
17	心の健康支援	心の健康相談及び健康相談を継続実施します。	町民保険課

(4) 基本目標7 防災における男女共同参画の推進

【施策の方向】

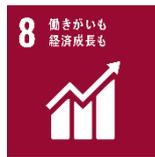
災害発生時、避難生活の場で、育児・介護等の役割分担や性の多様性に配慮し、男女共同参画の視点に立った防災対策及び防災の現場における女性の活躍を推進します。

【具体的施策】

No	施策	施策の内容	所管課
18	男女共同参画の視点に立った災害時対応	地域防災計画の規定に基づき、特に被災者の支援において女性、高齢者、障害者（児）、子ども、外国人、性的マイノリティ等、多種多様な視点も配慮した防災対策を進めます。	総務課
		男女共同参画の視点に立ち、防災訓練、出前講座等を実施します。	総務課

3 基本方針Ⅲ あらゆる分野における女性の参画拡大

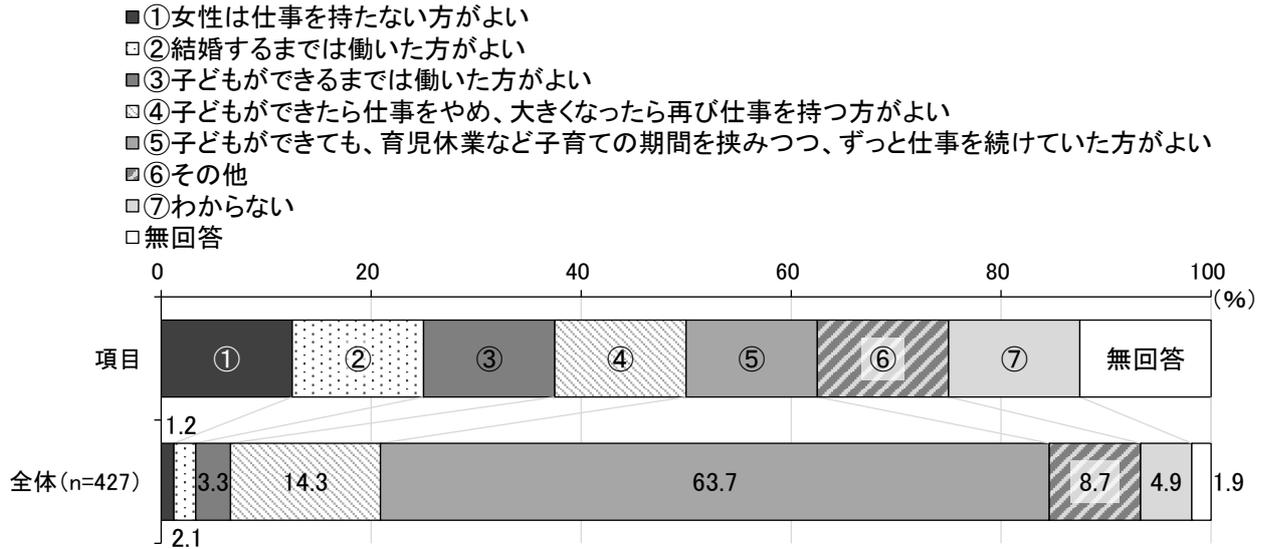
SDGs
関連分野



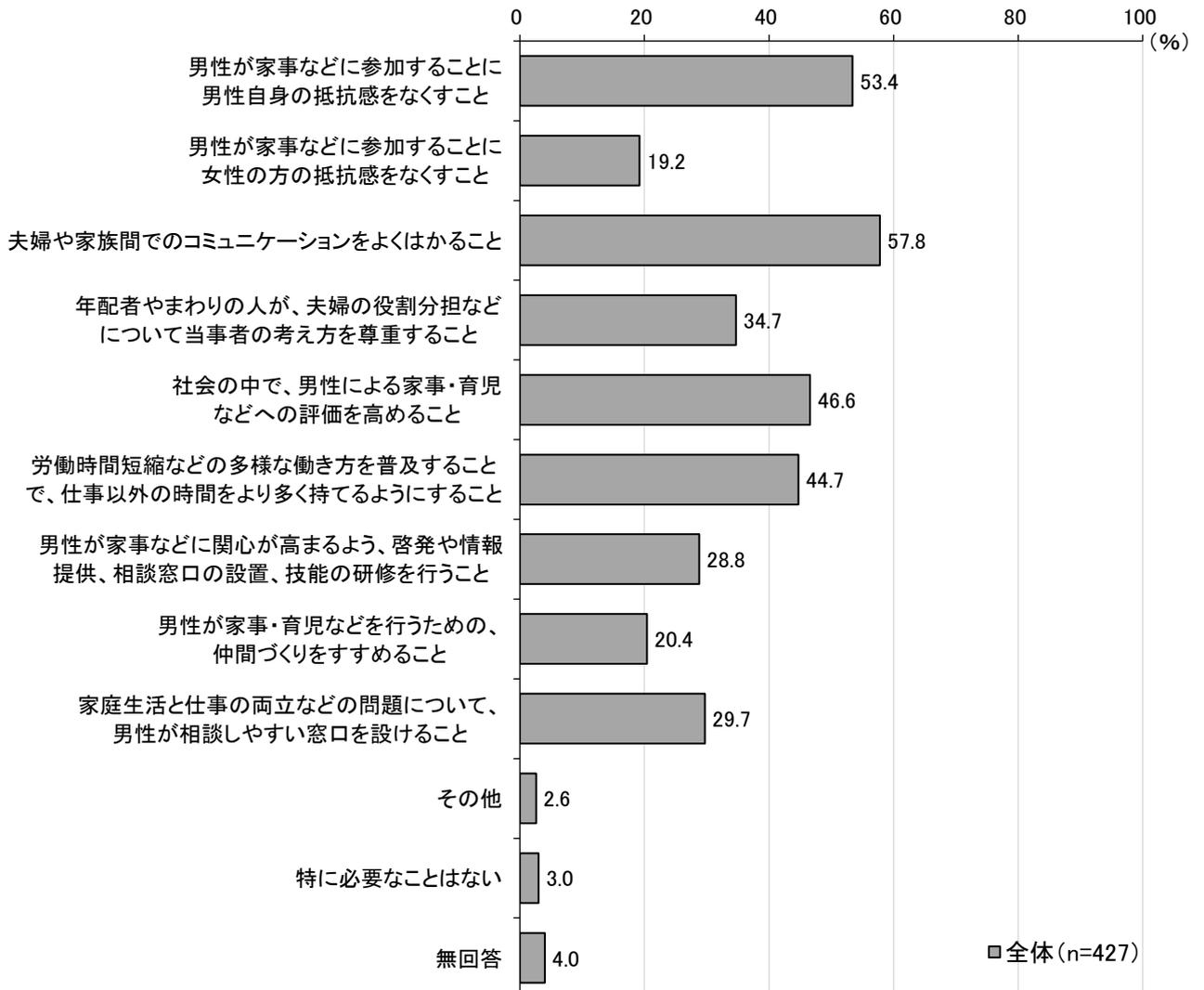
【現状・課題】

- 町民意識調査結果より、男性の家事・地域活動等への積極的な参加のために必要なことについて、男性自身や社会全体で固定的な性別役割分担意識を改善することが求められており、労働時間の短縮や育児休業などの取得に対して事業主の理解も重要となります。
- 職員意識調査結果より、町男性職員の約4割が、現在の環境で1か月以上の育児休業・介護休業を取得できると思わないと回答しており、その理由について、「まわりの職員の負担が増える」が最も高くなっています。
- 町民意識調査結果より、女性が仕事を持つことについて、肯定的な考え方が8割強となっており、女性が働き続けられる復職・再就職が可能な環境づくりが求められています。
女性の再就職のために必要な支援としては、「保育・介護のための施設やサービスの充実」、「出産・育児・介護等による退職後の再雇用制度の普及」が求められています。
職場における男女差について、「仕事の内容面で男女差がある」、「女性は結婚退職・出産退職する慣習がある」、「昇進・昇格や能力評価に男女差がある」となっています。
- 職員意識調査結果より、「昇任・昇格や能力評価」について、男女差があると回答した職員が2割弱みられます。町の女性管理職への登用目標の設定について、「能力に応じて登用すべきである」が7割弱となっており、回答者の一部は「能力」ではなく「女性」という理由で「昇任・昇格や能力評価」に男女差があると回答した職員もいると予想されます。
- 役職等への女性参画が少ない理由について、「男性優位の組織運営であるから」、「女性の活動を支援するサポート体制が整っていないから」と続いており、女性が積極的に活躍できる環境が整っていない職場が多いと考えられます。
- 女性が社会の多様な場面で活躍するために重要なことについて、「男性の理解・協力」、「古い慣習やしきたりをかえることやなくすこと」など、これまでの社会通念や慣習、役割分担にとらわれない環境づくりが求められています。

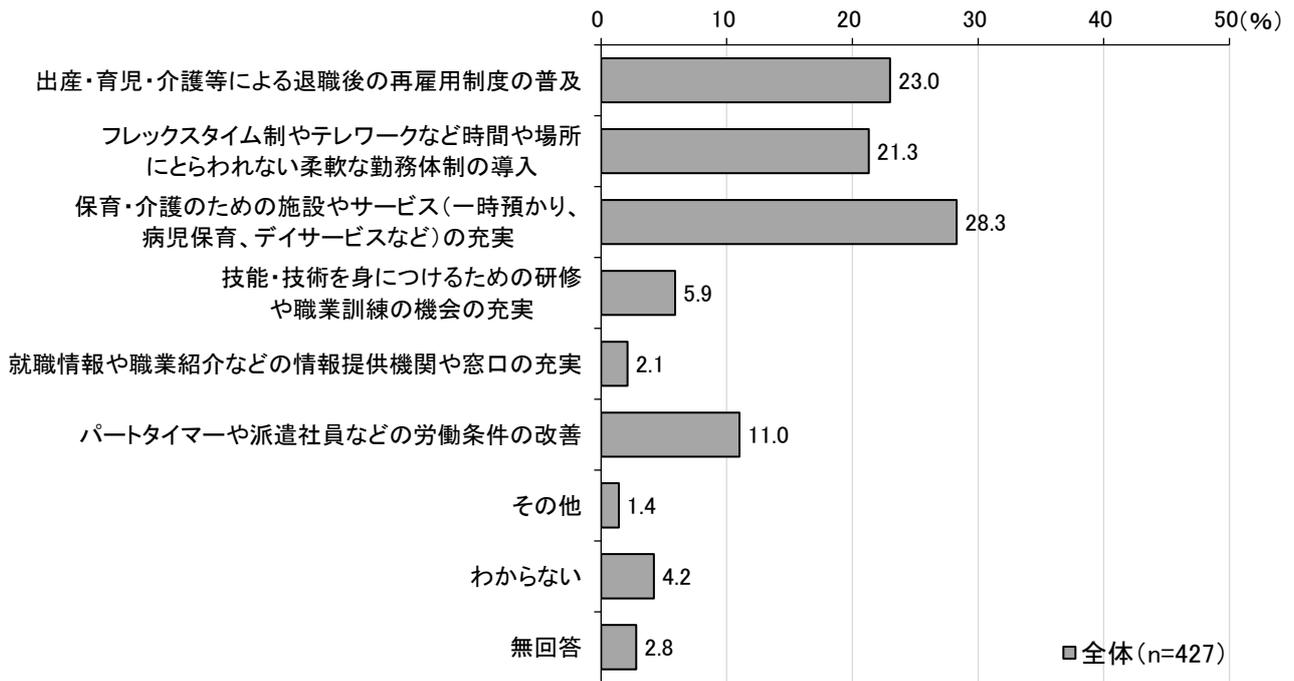
図表 女性が仕事をもつことについての考え



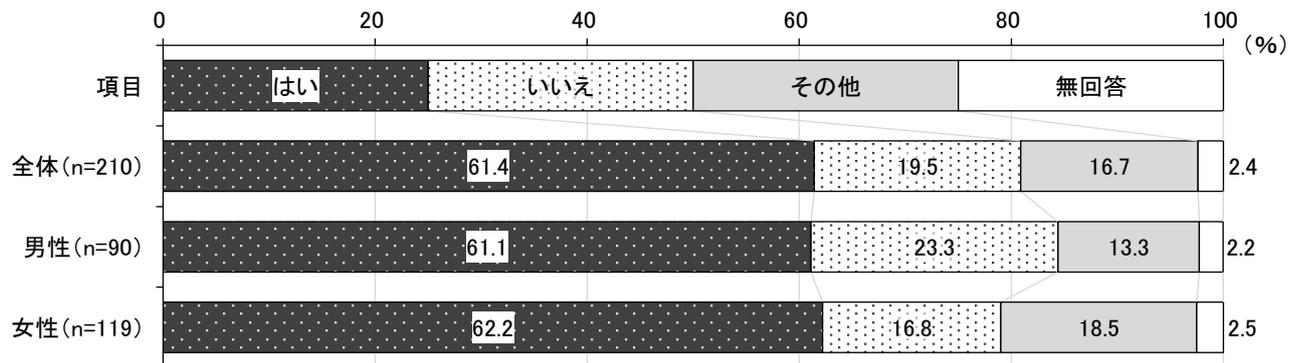
図表 男性の家事・地域活動等への積極的な参加のために必要なこと



図表 女性が再就職(業)するために必要な社会的支援(単数回答)

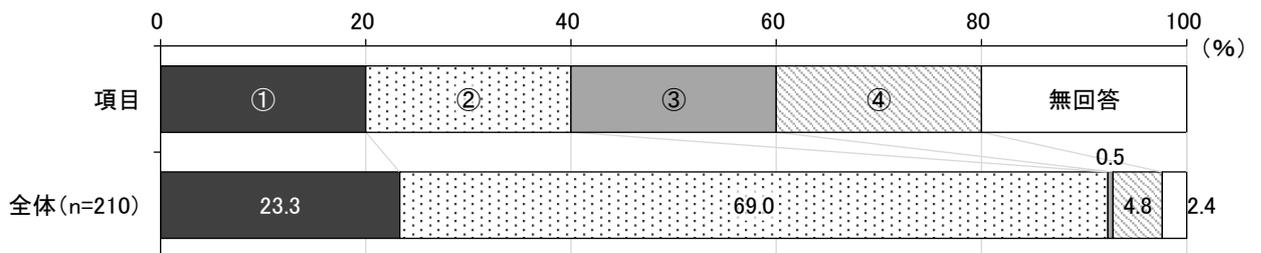


図表 女性職員の能力は正当に評価されていると思うか



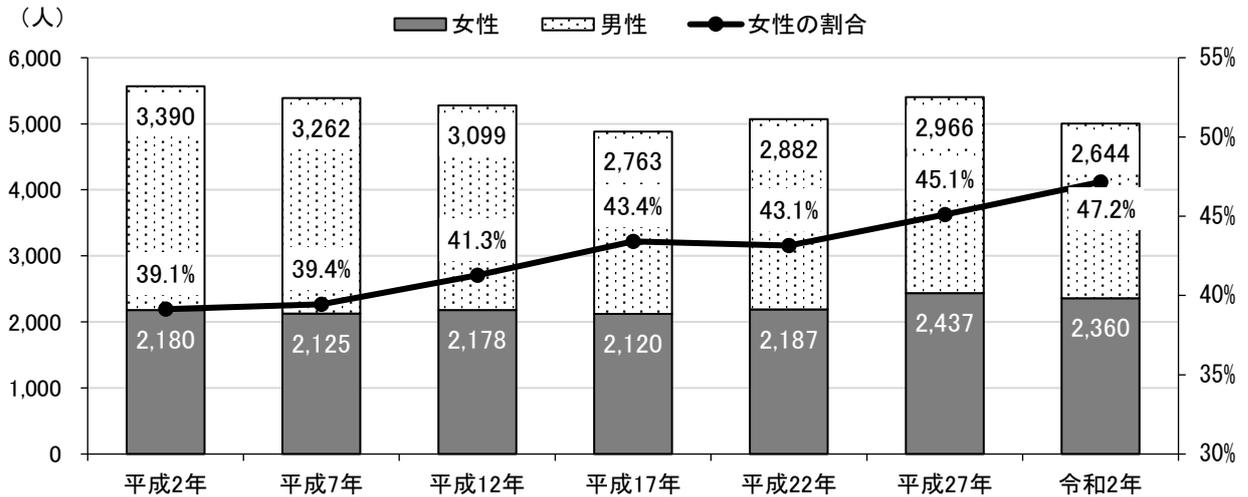
図表 女性の管理職への登用目標を設定することについて

- ①女性も役職に就いた方がいいと思うので、数値目標を設定し近づける努力をすべきである
- ②数値目標は設定せずに、能力に応じて登用すべきである
- ③これ以上の登用は必要ない
- ④その他
- 無回答



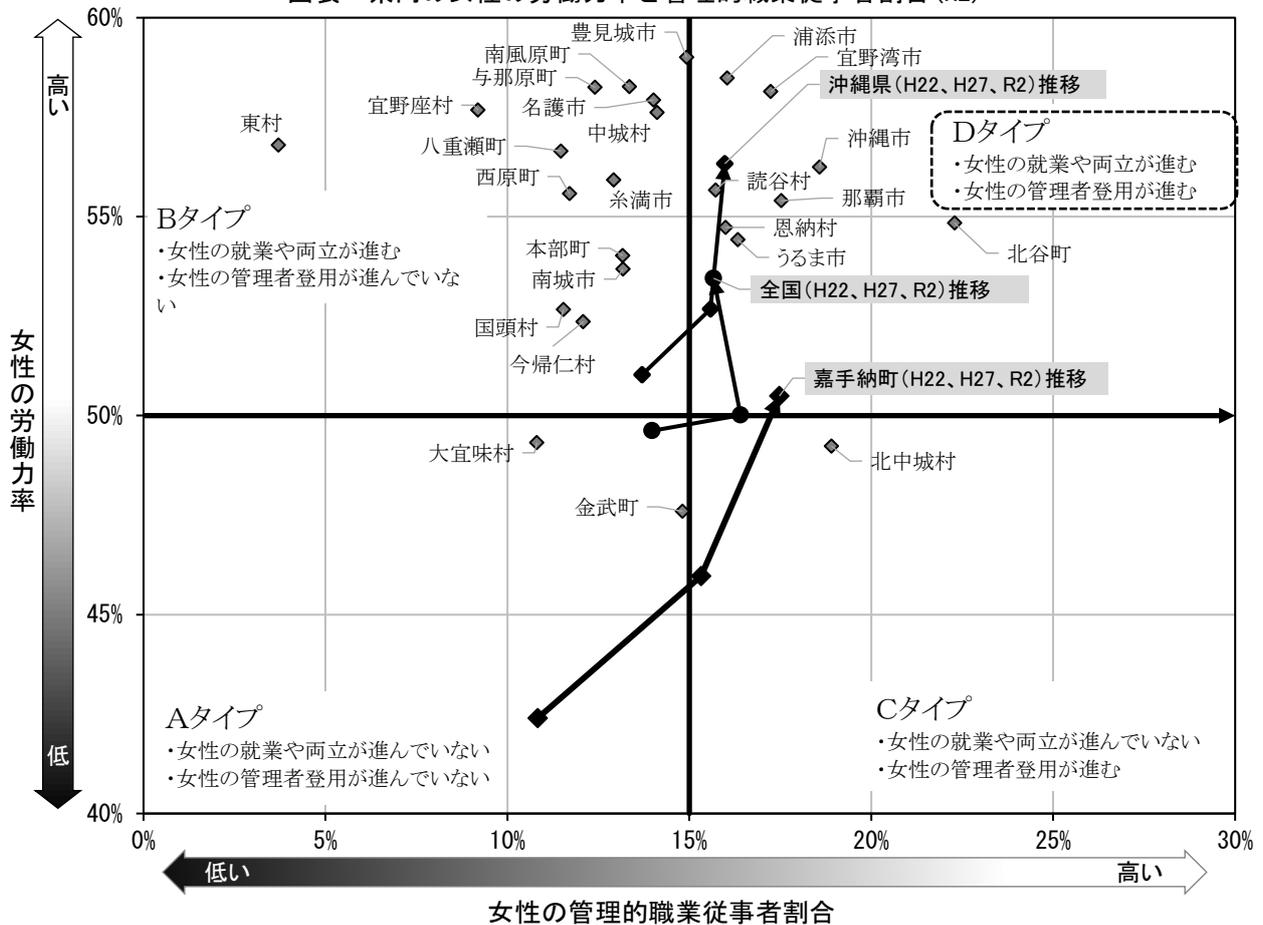
- 嘉手納町の女性の就業者数は、近年横ばいで推移しており、就業者に占める女性の割合は増加しています。
- 嘉手納町の女性の労働力率は、国・県平均を下回っていますが、近年の女性の管理的職業従事者割合の近年の伸び率は大きく、国・県の平均を上回り、女性の管理者登用が進んでいるDタイプに属しています。

図表 嘉手納町の女性の就業状況の推移



出所：国勢調査

図表 県内の女性の労働力率と管理的職業従事者割合 (R2)



出所：国勢調査

【基本方針Ⅲ 成果指標】

指標 No	内容	所管課	現状値 (R3年度)	目標値 (R10年度)
9	管理的地位にある職員に占める女性職員の割合	総務課	16.7%	16.7%以上
10	男性職員の育児休業取得率	総務課	16.7%	12.0%以上
11	待機児童数	子ども家庭課	5人	0人

※「管理的地位にある職員に占める女性職員の割合」及び「男性職員の育児休業取得率」の目標値は「嘉手納町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」で定めている数値を記入

(1) 基本目標 8 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

【施策の方向】

あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に向け、政策や方針決定の審議会や各種委員会等において、男女の多角的な視点をまちづくり等へ反映させていくため、町が率先して町民や各団体等への意識啓発を行い、女性委員が積極的に登用されジェンダーバランスのとれた委員構成となるよう関係部署で取り組みます。

また、女性職員については、特定事業主行動計画に基づき、職域拡大及び管理職等への積極的な登用を図ります。

【具体的施策】

No	施策	施策の内容	所管課
19	女性委員の比率向上に向けた啓発	女性委員のいない審議会や各種委員会等をなくすよう働きかけます。	企画財政課
20	役場における女性の参画の促進	特定事業主行動計画に基づき、管理職への女性職員の積極的な登用を進めます。	総務課

(2) 基本目標 9 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和

【施策の方向】

働く場における男女の均等な機会と待遇の確保をさらに推進するとともに、女性が能力を十分に発揮し活躍することができるよう、事業者による積極的改善措置（ポジティブ・アクション）などの取り組みを促進します。

女性の就労支援として学習機会の提供や就職や起業等の情報提供の充実を図り、支援を行います。女性活躍推進の必要性を事業所に広く働きかけていくため、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定を支援します。

子育てに関する不安や負担感を解消し、男女がともに子育てと仕事や地域活動などを調和させることができるよう、幼児教育保育施設等の待機児童の解消を目指します。

【具体的施策】

No	施策	施策の内容	所管課
21	女性活躍推進への働きかけ	ハローワーク、商工会等と連携をとり、企業等に対し改正男女雇用機会均等法など関係法令を周知し、雇用の機会均等と待遇の確保対策を促進します。	産業環境課
		各種法令について、広報、公式 SNS 等で、町民に対する周知等を行います。	産業環境課
22	女性の能力向上、就労のための支援	商工会やハローワークと連携し、就職、再就職を希望する女性の就労を支援するための情報提供を行います。	産業環境課
23	創業・起業支援	沖縄県よろず支援拠点と協力し、創業、起業、人材育成に関する相談を行います。	産業環境課
		国や県、商工会等が主催する起業やスキルアップのためのセミナー等について広報・ホームページ等で情報提供を行います。	産業環境課
24	ハラスメント防止のための啓発	事業所における、様々なハラスメント防止の認識を高めるために職場研修等の実施を促します。	産業環境課
		職員に対する研修を定期的実施します。	総務課
25	育児・介護休業制度の利用促進	商工会やハローワークと連携し、事業所（農業法人等も含む）に対して、育児・介護休業法や関連指針の周知を図ります。 子育て世帯や介護者のいる世帯に対して、育児休業・介護休業等の取得促進を図ります。 特定事業主行動計画に基づき、男性職員の育児休業取得を促進します。	産業環境課 企画財政課 総務課
		男性が育児、介護に積極的に関わることができるよう、事業所に対して働き方の見直しを啓発します。 男性職員の育児休業促進のため、男性への育児意識の啓発や、上司や同僚の理解の促進を図ります。	産業環境課 総務課
26	子育て・介護サービスの充実	子ども・子育て支援事業計画に基づき、保育サービスや放課後児童クラブの提供に努めます。	子ども家庭課
		子ども・子育て支援事業計画に基づき、放課後子ども教室の提供に努めます。	社会教育課
		介護保険事業計画に基づき、介護サービスの提供に努めます。	福祉課

第4章 推進体制

1 総合的な推進体制

(1) 町民・関係団体の参画

男女共同参画社会の実現に向けて、町民一人ひとりが男女共同参画を自身の問題として認識し、家庭や職場、地域で主体的に行動することが期待されます。

このため、町民・事業者や関係団体に対して本計画の広報・啓発を図ります。

(2) 庁内体制

本計画に位置付けた施策は多岐に渡ることから、これを着実に推進するためには、企画財政課による取り組みはもとより、全庁的な行政課題として庁内のあらゆる課が意識的に取り組むことが必要です。

このため、男女共同参画問題について、関係課の連絡調整を密にするとともに男女共同参画行政に関する施策を推進するために組織した「男女共同参画推進本部」及び「専門部会」（事務局：企画財政課）が中心となり、関係各課のより一層の連携を促します。

(3) 国・県等関係機関との連携

男女共同参画の実現に向けた施策には、法律や制度など国や県の施策に関連するものも多くあります。

このため、国や県、関係機関とのネットワークの維持・強化に努め、広く男女共同参画に関する情報収集を行うとともに、講演会やセミナー、研修会、啓発事業等を協力して行う体制づくりに努めます。

2 計画の進捗管理

本計画の進捗管理にあたっては、3つの基本方針・9つの基本目標の達成度合いを図るために設定した「成果指標」の把握を行います。

また、本計画に基づく施策については、庁内組織である「男女共同参画推進本部」及び「専門部会」において、PDCA サイクルを基に施策の進捗状況の確認・評価を毎年度行うとともに、計画期間の中間年度において成果指標の見直しを行います。



参 考 资 料

1 男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

改正 平成十一年 七月 十六日法律第 百二号
同 十一年十二月二十二日同 第六十号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。
(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定めら

2 嘉手納町男女共同参画会議設置条例及び委員名簿

○嘉手納町男女共同参画会議設置条例

平成 16 年 3 月 19 日

条例第 2 号

改正 平成 27 年 3 月 9 日条例第 2 号

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、嘉手納町男女共同参画会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 会議は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 男女共同参画計画に関すること。
- (2) その他男女共同参画社会の形成の促進に関すること。

(組織)

第 3 条 会議は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 町民団体の代表者
- (3) 町職員
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 会議に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選でこれを定める。

- 2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 会議に、特定の事項を調査審議させるため、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会議の議を経て会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会の委員の互選でこれを定める。

4 部会長は、部会における調査審議の結果を会議に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、企画財政課において処理する。

(平 27 条例 2 ・ 一部改正)

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(会議の招集に関する特例)

2 この条例の施行の後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

附 則 (平成 27 年条例第 2 号)

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(任期：令和 4 年 7 月 26 日から令和 5 年 3 月 31 日)

No	所 属	氏 名	備 考
1	沖縄キリスト教学院大学	新 垣 誠	委 員 長
2	嘉手納町女性会	小野 朱美	
3	嘉手納町 PTA 連合会	新城 恵美子	
4	自 治 会 長 会	古謝 勝良	
5	嘉手納町商工会	奥間 耐子	
6	教育指導課指導主事	宮城 美津	
7	子ども家庭課長	金城 博吉	

3 嘉手納町男女共同参画推進本部設置要綱及び委員名簿

○嘉手納町男女共同参画推進本部設置要綱

平成 17 年 10 月 20 日

訓令第 14 号

改正 平成 18 年 3 月 31 日訓令第 7 号

平成 19 年 3 月 29 日訓令第 2 号

平成 20 年 3 月 28 日訓令第 5 号

平成 21 年 4 月 13 日訓令第 15 号

平成 22 年 3 月 30 日訓令第 5 号

平成 23 年 3 月 31 日訓令第 12 号

平成 24 年 3 月 23 日訓令第 2 号

平成 25 年 5 月 1 日訓令第 13 号

平成 27 年 3 月 19 日訓令第 3 号

平成 29 年 3 月 29 日訓令第 2 号

令和 3 年 3 月 31 日訓令第 6 号

令和 4 年 4 月 1 日訓令第 6 号

令和 4 年 8 月 23 日訓令第 7 号

(目的及び設置)

第 1 条 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を推進するため、男女共同参画推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 推進本部の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 男女共同参画計画の策定に関すること。

(2) 男女共同参画計画の推進に関すること。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第 3 条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、副町長をもって充て、副本部長は、本部員のうちから本部長が指名する。

3 本部員は、別表第 1 に掲げる職にある者をもって充てる。

(平 23 訓令 12・平 25 訓令 13・一部改正)

(本部長及び副本部長の職務)

第 4 条 本部長は、推進本部を代表し、会務を総理する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 推進本部の会議は、本部長が招集し、本部長が議長となる。

2 本部長は、必要に応じて、会議に関係職員を出席させ、意見を聴くことができる。

(専門部会)

第 6 条 推進本部に専門部会を置く。

- 2 専門部会は、部会長、副部会長及び部員をもって組織する。
- 3 専門部会に部会長及び副部会長1人を置き、部員の互選でこれを定める。
- 4 専門部会の部員は、別表第2のとおりとする。

(令4訓令7・一部改正)

(準用規定)

第7条 第4条及び第5条の規定は、専門部会について準用する。

(庶務)

第8条 推進本部及び専門部会の庶務は、企画財政課において処理する。

(平27訓令3・一部改正)

(雑則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、推進本部及び専門部会の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この訓令は、平成17年10月20日から施行する。

附 則 (平成18年訓令第7号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年訓令第2号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年訓令第5号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年訓令第15号)

この訓令は、平成21年4月13日から施行し、第1条の規定による改正後の嘉手納町職員研修規程の規定、第2条の規定による改正後の嘉手納町職員被服等貸与規程の規定、第3条の規定による改正後の嘉手納町男女共同参画推進本部設置要綱の規定、第4条の規定による改正後の嘉手納町文書取扱規程の規定、第5条の規定による改正後の嘉手納町事務決裁規程の規定及び第6条の規定による改正後の嘉手納町例規審議委員会規程の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則 (平成22年訓令第5号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年訓令第12号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年訓令第2号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年訓令第13号)

この訓令は、平成25年5月1日から施行する。

附 則 (平成27年訓令第3号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年訓令第2号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年訓令第6号)

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年訓令第6号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年訓令第7号）

この訓令は、公表の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

（令4訓令7・全改）

総務課長	福祉課長	子ども家庭課長
産業環境課長	教育指導課長	社会教育課長

別表第2（第6条関係）

（令4訓令7・全改）

行政係長	人事係長	管財防災係長
社会福祉係長	地域包括支援係長	児童福祉係長
保育支援係長	子育て支援センター係長	商工振興係長
教育支援係長	社会教育係長	屋良幼稚園教頭

○嘉手納町男女共同参画推進本部委員名簿

No	所 属	氏 名	備 考
1	副 町 長	比 嘉 孝 史	本 部 長
2	総 務 課 長	金 城 悟	副 本 部 長
3	子 ども 家 庭 課 長	金 城 博 吉	
4	福 祉 課 長	名 嘉 義 広	
5	産 業 環 境 課 長	上 地 康 夫	
6	教 育 指 導 課 長	池 味 勇	
7	社 会 教 育 課 長	幸 地 淳 次	

○嘉手納町男女共同参画専門部会委員名簿

No	所 属	氏 名	備 考
1	行 政 係 長	吉 留 千 紘	
2	人 事 係 長	岡 本 真 澄	
3	管 財 防 災 係 長	喜 屋 武 涉	
4	社 会 福 祉 係 長	町 田 洋 美	
5	地 域 包 括 支 援 係 長	仲 村 聡 子	
6	児 童 福 祉 係 長	山 内 千 佳	
7	保 育 支 援 係 長	幸 地 順	
8	子 育 て 支 援 セ ン タ ー 係 長	又 吉 陽 子	
9	商 工 振 興 係 長	古 謝 義 友	
10	教 育 支 援 係 長	津 霸 貴 之	
11	社 会 教 育 係 長	松 島 良 道	
12	屋 良 幼 稚 園 教 頭	兼 本 若 子	

4 第2次嘉手納町男女共同参画計画策定経過

年度	年 月 日	内 容
令和3年度	令和4年2月	町民意識調査、町職員意識調査
令和4年度	令和4年7月26日	第1回 嘉手納町男女共同参画会議 ・委嘱状交付、委員長選出 ・嘉手納町男女共同参画会議の趣旨について ・第1次嘉手納町男女共同参画計画概要説明 ・町民意識調査の結果、嘉手納町の現状と課題について
	令和4年8月23日	職員セミナー、学生セミナー
	令和4年8月31日	第1回 嘉手納町男女共同参画 専門部会 ・第2次嘉手納町男女共同参画計画策定について ・基本理念、基本方針、基本目標について
	令和4年9月16日	第1回 嘉手納町男女共同参画 推進本部会 ・計画概要 ・調査結果概要 ・嘉手納町の現状と課題について
	令和4年9月22日	第2回 嘉手納町男女共同参画会議 ・中学生アンケート調査結果 ・第2次嘉手納町男女共同参画計画 施策体系について ・嘉手納町の抱える現状・課題の整理
	令和4年10月26日	第2回 嘉手納町男女共同参画 専門部会 ・スケジュール説明 ・計画素案説明、審議
	令和4年12月19日	第3回 嘉手納町男女共同参画 専門部会 ・スケジュール説明 ・計画素案、KPI 設定
	令和5年1月13日	第2回 嘉手納町男女共同参画 推進本部会 ・スケジュール説明 ・計画素案説明
	令和5年1月19日	第3回 嘉手納町男女共同参画会議 ・スケジュール説明 ・計画素案説明
	令和5年2月16日 ～令和5年3月3日	パブリックコメント
	令和5年3月30日	答 申

5 用語説明

【ア行】

育児・介護休業法

正式名は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」。労働者が申出を行うことによって、育児休業・介護休業を取得することを権利として認めている法律。育児及び家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるよう支援することによって、その福祉を増進するとともに、あわせて、我が国の経済及び社会の発展に資することを目的としているもの。

SDGs（エス・ディー・ジーズ）

「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた2030年を年限とする17の国際目標。ジェンダー平等や貧困、経済成長等の17の目標（ゴール）のもと、169のターゲットから構成され現時点で247(重複を除くと231)の指標が決められている。

LGBT（Q）を含む性の多様性

Lesbian（レズビアン、女性同性愛者）、Gay（ゲイ、男性同性愛者）、Bisexual（バイセクシュアル、両性愛者）、Transgender（トランスジェンダー、性別越境者）の頭文字をとった言葉。性の多様性とは、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーや、心と体の性が一致せず心と体の性の一致を求める性同一性障害、自分の性別や好きになる性がわからない、または、あえて決めない Questioning(クエスチョニング)、どちらにもあてはまりきれないXジェンダーなどを含む、多様な性のあり方を示す言葉。

エンパワーメント

本来持っている能力を引き出し、社会的な権限を与えること、また、力をつけること。力とは、自己決定の力、仕事の技術や能力、経済力、意思決定の場での発信力など、自らの能力を発揮できる力を指す。

沖縄県女性相談所

配偶者からの暴力、家庭生活の破綻など、女性が日常生活を送る上で抱えている悩み事や心配事の相談を受けている施設。

【カ行】

固定的性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

【サ行】

ジェンダー（gender）

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」ジェンダーという。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表が事業主（国や地方公共団体、民間企業等）に義務付けられている。

世界女性会議

女性の地位向上を目的として、国連主催の下に開催される会議です。国際学際女性会議とも呼ばれる。第1回世界女性会議は、国連が定めた「国際婦人年」の1975年にメキシコシティで開催され、女性の地位向上のための「世界行動計画」を採択、第2回はコペンハーゲンで「国連婦人の10年中間年世界女性会議」として開催、女性の人権宣言ともいえるべき「女子差別撤廃条約」の署名式が行われた。第3回はナイロビ、第4回は中国で開催された。

セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）

職場において、性的な冗談やからかい、食事やデートへの執拗な誘い、身体への不必要な接触など、意に反する性的な言動が行われ、拒否したことで不利益を受けたり、職場の環境が不快なものとなったりすること。

積極的改善措置(ポジティブ・アクション)

これまでの慣行や性別による役割分担意識などから、男女の労働者の間に格差が生じている場合（例：営業職に女性がほとんどいない、課長以上の管理職は男性が大半である等）、このような格差を解消するために個々の企業が行う自主的かつ積極的な取り組みのこと。

ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）

友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービスのこと。FacebookやLINEなど。

【夕行】

男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の理念を実現するために、1999年（平成11年）6月23日に公布・施行された法律。男女共同参画社会を、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会」と定義している。

男女共同参画社会を実現するための5つの柱は、①男女の人権の尊重 ②社会における制度又は慣行についての配慮 ③政策等立案及び決定への共同参画 ④家庭生活における活動と他の活動の両立 ⑤国際的協調となっている。

男女雇用機会均等法

正式名は「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律。」雇用の分野における男女の均等な機会や待遇が確保されるとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中および出産後の健康の確保などの措置を推進することを目的とした法律。

DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者や恋人など親密な関係にある、または、あった者から振るわれる暴力のことであり、同居をやめた後に暴力が続く場合もDVに該当する。DVのうち、交際相手からの暴力を「デートDV」と呼ぶことがある。

【ハ行】

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律。DV防止法ともいう。

【ラ行】

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、平成6年（1994年）の国際人口／開発会議の「行動計画」及び平成7年（1995年）の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。

また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。

なお、妊娠中絶については、「望まない妊娠の防止は常に最優先課題とし、妊娠中絶の必要性をなくすためにあらゆる努力がなされなければならない。」とされている。

【ワ行】

ワーク・ライフ・バランス

性別や年齢にかかわらず、「あらゆる人」が子育て、介護、地域活動、自己啓発などさまざまなタイプの活動を「自ら希望するバランス」で展開できる状況を指すこと、そして働き方の見直しが仕事の効率を高め、同時に個人にとっての生活全般での充実が仕事の充実につながるなど、「仕事の充実」と「仕事以外の生活の充実」の間に好循環をもたらしている状態をいう。

第2次嘉手納町男女共同参画計画 ～ハイビスカスプラン～

発行：嘉手納町 企画財政課

〒904-0293 沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納 588

TEL 098-956-1111 (内線 231,232)
